

平成26年 第73回定例会

# あわらし議会会議録

平成26年9月1日 開会

平成26年9月19日 閉会

あわらし議会



平成26年 第73回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(9月1日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	12
会議録署名議員の指名	14
会期の決定	15
議案第57号の上程・提案理由説明	15
議案第58号から議案第67号の一括上程・提案理由説明・決算審査結果報告 ・総括質疑・委員会設置・委員会付託	15
議案第68号及び議案第69号の一括上程・提案理由説明 ・審査結果報告・総括質疑	27
議案第70号及び議案第71号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	30
議案第72号から議案第83号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	32
議案第84号から議案第88号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	36
陳情第1号の上程・委員会付託	38
散会の宣言	38
署名議員	38

第 2 号(9月8日)

議事日程	39
出席議員	40
欠席議員	40
地方自治法第121条により出席した者	40
事務局職員出席者	40
開議の宣告	41
会議録署名議員の指名	41
一般質問	41

吉田太一君	41
一般質問	46
平野時夫君	46
一般質問	51
山本篤君	51
一般質問	65
卯目ひろみ君	65
一般質問	70
山川知一郎君	70
散会の宣言	82
署名議員	82

### 第 3 号(9月19日)

議事日程	83
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条により出席した者	85
事務局職員出席者	85
開議の宣告	86
会議録署名議員の指名	86
議案第70号から議案第88号、陳情第1号、請願第3号の 委員長報告・総括質疑・討論・採決	86
発議第6号、発議第7号の一括上程 ・趣旨説明・総括質疑・討論・採決	101
常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件	102
議員派遣の件	103
閉議の宣告	103
市長閉会挨拶	103
議長閉会挨拶	104
閉会の宣告	105
署名議員	105

## 第73回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成26年9月1日(月)

午前9時30分開議

- 1.開会の宣告
- 1.市長招集挨拶
- 1.開議の宣告
- 1.諸般の報告
- 1.行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第57号 放棄した非強制徴収公債権等の報告について
- 日程第 4 議案第58号 平成25年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第59号 平成25年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第60号 平成25年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第61号 平成25年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第62号 平成25年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第63号 平成25年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第64号 平成25年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第65号 平成25年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第66号 平成25年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第67号 平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第68号 平成25年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 日程第15 議案第69号 平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について

- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度あわら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 2 号 あわら市幼保連携型認定こども園条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 7 3 号 あわら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 7 4 号 あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 7 5 号 あわら市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定に基づく過料に関する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 7 6 号 あわら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 7 7 号 あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 7 8 号 あわら市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 7 9 号 あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 8 0 号 あわら市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 8 1 号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 8 2 号 あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 8 3 号 あわら市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 8 4 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 3 1 議案第 8 5 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 3 2 議案第 8 6 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 3 3 議案第 8 7 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 3 4 議案第 8 8 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 3 5 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

（ 散 会 ）

---

出席議員（17名）

1番	山本篤	2番	平野時夫
3番	毛利純雄	4番	吉田太一
5番	森之嗣	6番	杉本隆洋
7番	山田重喜	8番	三上薫
9番	八木秀雄	10番	笹原幸信
11番	山川知一郎	12番	北島登
14番	坪田正武	15番	卯目ひろみ
16番	山川豊	17番	東川継央
18番	杉田剛		

欠席議員（1名）

13番 向山信博

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	嶋屋昭則
財政部長	佐藤雅美	市民福祉部長	坂東雅実
経済産業部長	城戸橋政雄	土木部長	堀江与史朗
教育部長	道官吉一	会計管理者	藤田秀樹
市民福祉部理事	塚田倫一	土木部理事	中村勝久
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	代表監査委員	高橋憲治

---

事務局職員出席者

事務局長	志田尚一	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

---

### 議長開会宣告

議長( 笹原幸信君 ) ただいまから、第 7 3 回あわら市議会定例会を開会いたします。  
( 午前 9 時 29 分 )

---

### 市長招集挨拶

議長( 笹原幸信君 ) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。  
( 「議長」と呼ぶ者あり )

議長( 笹原幸信君 ) 市長、橋本達也君。

市長( 橋本達也君 ) 本日ここに第 7 3 回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

暦の上では既に秋ということで、朝晩は過ごしやすくなって参りましたが、涼秋というにはもうしばらく時間がかかりそうです。昼夜の寒暖の差が激しい折から、皆様方におかれましては、十分に体調管理に気をつけていただきたいと思います。

また、議員各位には、7 月末日の議会臨時会に引き続いての招集となり、ご多忙中にもかかわらず、本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年の夏は全国各地で記録的な豪雨による被害が相次ぎました。7 月には台風 8 号の影響で活発化した梅雨前線に伴う豪雨により、東北地方で大規模な被害が発生いたしました。さらに、8 月に入ってから台風 1 2 号による四国地方を中心とした被害と、続く台風 1 1 号による被害が相次ぎました。特に台風 1 1 号については、三重県で大雨特別警報が発表されるなど、三重県を中心に全国で約 5 9 万人に避難指示が出されました。二つの台風の影響で、高知県内の各地では 4 8 時間当たりの降水量が 1, 0 0 0 mm を超えるなど、近年まれに見る大雨を伴う台風となりました。

なお、本市の姉妹都市であります高知県香美市においても、4 8 時間当たりの降雨量が 1, 0 2 7 mm を記録した地点があり、大雨の状況が放送され心配されましたが、幸いなことに人命にかかわる被害は発生しなかったということで連絡を受けております。

しかしながら、台風が通過してからも、寒冷前線の影響によりお盆の時期には京都府や岐阜県で、また 2 0 日未明には広島県でも豪雨となり、大規模な被害が発生しております。特に広島市北部における大規模土砂災害では、死者だけでも 7 0 名を超えるなど、自然の脅威を目の当たりにし、災害への備えと初期対応の重大さを再認識いたしました。今回の災害でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。

気象庁では、今回の台風を含めた一連の豪雨を「平成 2 6 年 8 月豪雨」と名づけております。この豪雨による災害は、九州地方から北海道にまでほとんどの地方で発生していることから、本市においてもこれらのことを念頭に置き、早期の情報把



握及び的確な状況判断に努めて参りたいと考えております。

ところで、先月の8日、9日には、毎年恒例となっております、あわら湯かけまつりが開催されました。今年は、インターネット動画サイト、ニコニコ動画のイベントの一つであるニコニコ町会議とのコラボ企画として、9日の祭りの様子がインターネット配信により全国に生中継されました。当日は、あいにく天候には恵まれませんでしたが、大勢の若者たちでにぎわい、例年の2.5倍の人手となったほか、インターネットのサイトでは21万人のネット視聴者を集めるなど、大成功をおさめたようであります。

なお、今回のコラボ企画は、市民からの提案によるものであったと聞いており、あわら市を全国に広くPRすることを市民の方々が考えていてくれることを非常にありがたく思っております。新幹線金沢開業を目前に控え、また敦賀延伸の工期短縮に向け、このように市民みずからが行動を起こすという機運が高まっていくことが重要であると考えております。

さて、ご案内のとおり、本定例会におきましては、議会の報告に関するもの1議案、決算の認定に関するもの10議案、健全化判断比率等の報告に関するもの2議案、補正予算に関するもの2議案、条例の制定に関するもの12議案、市有財産の無償譲渡に関するもの5議案の計32議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容につきましては後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

---

#### 開議の宣告

議長（笹原幸信君） 本日の出席議員数は、15名であります。

向山信博君は欠席の届け出が、また杉田 剛君、八木秀雄君は遅刻の届け出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（笹原幸信君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 諸般の報告

議長（笹原幸信君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 事務局長。

事務局長（志田尚一君） 諸般の報告をいたします。

今定例会までに受理いたしました請願等につきましては、お手元に配布してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案32件であります。説明出席者は、市長以下14名であります。

なお、本日の会議には高橋代表監査委員が出席をいたしております。

以上でございます。

議長（笹原幸信君） 次に、各委員会の閉会中における所管事務調査について、その調査結果の報告を求めます。

初めに、厚生経済常任委員長、杉本隆洋君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 6番、杉本隆洋君。

6番（杉本隆洋君） 厚生経済常任委員会委員長報告をいたします。

当委員会は、去る8月12日、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め、閉会中の所管事務調査として、幼保一体化に関する事、老人福祉施設に関する事について説明を受け、協議いたしました。

7月23日の委員会協議会に引き続き、こども園料、各園の定員、保育料の改定、教育保育提供区域の設定、条例の新設、改廃、建物の無償譲渡、土地の貸与についての説明を受けました。

まず、認定こども園の利用料金については、これまで利用者負担金と表記していたが、子ども・子育て会議において、「こども園料」という表記になるという説明がありました。

委員からは、土地の貸与については市有地ならば安く見積もるが、私有地は高いままで契約しており、各園で格差が出るが、救済措置は考えていないかとの問いがあり、理事者からは各園で格差があるが、各法人の役員に了承を得ており、今後、市として特別な支援は考えていないとの答弁がありました。委員からは、今後の運営については厳しくなることが予想されるので、行政の責任としてしっかりサポートするよう要望し、理事者からは、民間であるが市の関与は大きく、地域密着型の園として今後も運営がスムーズに行くようにサポートしていくとの答弁がありました。

また、これまでの保育料の滞納、今後の対応について質疑があり、理事者からは現行においても滞納はあり、年度内徴収できない場合は児童手当を充当しており、未収はない。今後は、滞納に関しては、児童福祉法上は市が滞納処分をすることになるので、これまでも連絡をとりながら、最終的には児童手当で対応していくとの答弁がありました。

次に、老人福祉センターの今後のあり方についてであります。理事者からは、現在の百寿苑の各利用状況の説明の後、新たな活動の場として、湯のまち公民館、中央公民館の活用の提案がありました。現在の各クラブ活動の状況では、手狭なこともあり、公民館への受け入れを問い合わせしたところ、公民館改装後であれば、全て受け入れ可能であるとの回答がありました。今後、老人クラブの活動が改装後に順次公民館への移行と考えているとのことで、そうなると残りは地区、近隣の入浴での利用者だけになり、その時点で百寿苑をどうするか考えたいとの説明がありました。

また、複合福祉施設の空きスペースを利用し、地域ケア活動の拠点施設コミュニ

ティビジネス支援センター、高齢者が運動できるような活動の場を整備することを考えているとの説明もありました。委員からは、湯のまち公民館でクラブ活動ができるのであれば、金津地区の市姫荘も中央公民館でクラブ活動ができるようにしてほしいとの提案があり、理事者からは、百寿苑の利用者は現在手狭なため、公民館利用を希望しているものであり、市姫荘の利用者の希望は把握していないとの答弁がありました。委員からは、クラブ活動の活動状況を調査して受け入れ態勢も調査してほしいと要望いたしました。

なお、シルバービジネスにつきましては、今後、七尾市の「ななお創業応援カルテット」を行政視察する方向で進めていることをご報告いたします。

以上、当委員会で協議しました所管事務調査の報告といたします。

議長（笹原幸信君） 次に、市街地活性化調査特別委員長、森 之嗣君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 5番、森 之嗣君。

5番（森 之嗣君） 市街地活性化調査特別委員会、行政視察報告をいたします。

市街地活性化調査特別委員会は、去る7月28日、29日の両日、行政視察を実施いたしました。28日は長野県須坂市において、花と緑のまちづくり事業について、29日は同じく長野県小布施町において、おぶせオープンガーデンについて行政視察を実施いたしましたので、その報告をさせていただきます。

須坂市は、長野盆地の東部に位置し、東側は上信越高原国立公園に抱かれ、西側は千曲川を挟んで長野市に隣接しています。戦前は製糸の町として栄え、現在では電子工業など立地が進む一方、リンゴやブドウの栽培も盛んで、全国ブランドを生み出すなど、先端産業と農業をあわせ持つ田園工業都市となっております。また、市街地には製糸業で栄えた当時の土蔵が多く残り、蔵の町として観光資源を生かした整備を進めております。

平成7年より、花と緑のまちづくり事業に取り組んでおり、今年で20年目を迎えております。市内を花や緑でいっぱいにして須坂市を訪れる方に喜んでいただけるようにとの取り組みであります。花と緑のボランティア講座、種子・花苗の援助事業のほか、花のまちづくりコンクールやオープンガーデンなどの事業を展開しています。主には市民ボランティアの方々の実施しており、市内100カ所に市民手づくりのフラワーロード、花壇が整備されています。

オープンガーデンは平成17年にスタートし、今年で10年目を迎えております。個人の自慢の庭を市が紹介し、市民に開放して見てもらおうという事業であります。市としましては、毎年オープンガーデンマップと看板を作成しているだけで、ガーデンの管理については全て所有者の負担とのことでした。本年度は50軒が参加しております。

最近、観光協会がオープンガーデンツアーを企画しており、市外からも多くの観光客に来ていただいている状況とのことでした。実際に市内のオープンガーデンを視察しましたが、手入れの行き渡った庭で所有者の説明を受けながらの心のこも

ったおもてなしに接し、大変感動いたしました。須坂市のオープンガーデンのお客さんが増え始めたのはここ最近だそうで、訪れたお客さんが自分のブログやフェイスブックやツイッターなどのSNSにアップし、口コミで広まったそうであります。そうしたおもてなしの心は、須坂市のオープンガーデンに多くの人を訪れる一番の理由ではないかと感じました。

次に、小布施町のおぶせオープンガーデンについて報告します。

小布施町は、長野県北部の長野盆地に位置し、周囲を千曲川など三つの川と山に囲まれた自然豊かな農村地帯で、町役場を中心とした半径2kmの円にほとんどの集落が入る人口約1万1,500人の町であります。特徴ある風土を生かし、先人の残した文化遺産を継承、発展させ、北斎と栗の町、歴史と文化の町として全国から注目され、近年は花の町のコンセプトを加え、年間約120万人が訪れる町となっています。

平成12年に個人のガーデニングを通じ、花仲間の交流を深めるオープンガーデン事業を開始しました。丹精込めた個人の庭を解放し、花を介した人と人との交流を深め、豊かな生活文化を築く事業として、当初は38軒の個人宅の参加で始まりましたが、今年は130軒が参加しています。オープンガーデンに参加している個人宅の庭は、誰でも自由に散策することができ、今回、まち歩きガイドの案内で市街地中心部の数軒の庭を拝見しましたが、自宅庭の散策を許容する町民の花によるまちづくりに対する認識と理解の深さに驚くとともに、それぞれの庭は個性あるガーデニングが施され、趣と格調のある立派な庭であることにも大変感心させられました。町民は、丹精込めた庭を見せることで、観光客のおもてなしに参加しています。観光客は住民の生活、その息遣いまでも感じることができ、自然と親しみを覚えるとともに、町には適度な緊張感があり、住民の生活に張りを与えていると感じました。

そのほか、オープンガーデンの図書館版ともいえる町中のオープンスペース、まちじゅう図書館についても視察いたしました。自宅や店舗の玄関先など、少しのスペースに本棚を置いて自分の大好きな本でお客様とコミュニケーションを図ろうというものであります。本に関しては、公立図書館の蔵書を分散して配置しているのではなく、本も本棚も参加店の所有物であり、行政としてはマップと店先に飾るフラッグをつくって後押しをしているだけとのことでした。大切なのは蔵書の数ではなく、訪れた人と本と媒介にして会話ができるスペースであり、一種のおもてなしのツールとして本を活用しているとの説明でした。

以上、視察しました各種事業については、花のまちづくり事業を含め、今後の参考として大いに役立つ内容であり、有意義であったことをご報告申し上げ、行政視察の報告といたします。

議長（笹原幸信君） 次に、環境対策調査特別委員長、三上 薫君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 8番、三上 薫君。

8番(三上 薫君) 環境対策調査特別委員会の行政視察を、去る7月28、29日の日程で実施しましたので、その概要をご報告申し上げます。

まず、静岡県浜松市の水質改善について視察研修を行いました。浜松市は、川や湖を守る条例を平成20年に施行し、レジャー利用者のマナー違反を取り締まることや、国の基準以下の日排水量10m<sup>3</sup>以上50m<sup>3</sup>未満の特定事業所にCOD、窒素やリンの含有量を測定することを義務づけ、また肥料の適正使用を促していました。小学生のポスターコンクール、ポスター掲示、のぼり旗の設置などで条例を啓発し、市民、事業者、農業者に水環境に少しでも意識を高めてもらうことを主に行っていました。少なからず効果は上がっているとのことでした。

次に、浜松市には佐鳴湖という汽水湖があります。佐鳴湖は、全国の湖沼の水質調査結果、数年前まで全国ワースト1位でしたが、佐鳴湖地域協議会を設置し、行政と市民がさまざまな対策を行った結果、全国ワースト5位以内から抜け出すことができたとのことでした。行政の取り組みとしては、下水道の整備、合併浄化槽の普及、しゅんせつ、接触酸化施設の整備などを行っていました。市民の取り組みとしては、年1回イベントとしてヨシ刈り、クリーン作戦などを行っています。市民が行うヨシ刈りは、刈り取ったヨシを茶畑の敷きわらに再利用しており、水質改善にとっても有効だと感じました。北潟湖においても、ヨシ刈りを行い、水質改善に取り組んではどうでしょうか。

最後に、水環境の改善で一番効果があるのは何でしょうかと質問したところ、COD排出負荷量調査において、生活系負荷が一番減少しているため、下水道の普及・接続と合併浄化槽の設置が、一番効果があると考えているとのことでした。そこで、下水道の接続や合併浄化槽の設置を促すための対策として、職員による個別訪問を行っているそうです。また、職員が訪問できない夜間や土日の訪問は、入札により委託していました。請け負った業者は地元の水道配管組合だそうです。業者の意欲が上がるように、固定部分と成果部分の2本立ての契約になっているそうです。当市でも同じような問題を抱えているため、とても興味深い内容でした。

翌、29日には、浜松市の西部清掃工場を視察しました。西部清掃工場は、平成21年に完成した最新式のキルンガス化溶融炉です。最終処分場の延命を目的として、溶融炉を導入したそうです。この施設はPFIの手法を導入して整備していました。民間活力を利用するPFIは、公共と民間の役割分担で幾つもの方式があり、清掃工場はDBO方式を採用していました。DBO方式とは、民間事業者が施設設計、建設、運営を行い、公共が資金調達を行い、設計、建設に参与し、施設を所有するというものです。資金調達は公共が行うことにより起債が使える、有利であるとのことでした。また、運営を全て民間に任せているため、民間は水泳場の運営、発電事業、ミックスメタル・溶融スラグ等の販売を意欲的に取り組むとの説明がありました。

この工場には、環境体験施設「えこはま」が併設しており、不用品交換市、おもちゃの修理、家具の修理を行うリユース工房など、さまざまな試みを行っています。

この活動は、PFI受託企業がNPO法人エコライフはままつに運営を委託し、このNPO法人の企画により運営しているものです。特によいと感じたのは、不用品交換で、もったいないコーナーを常設設置し、不用な図書、おもちゃ、子供服の持ち帰りができるようになってきていること、それに加え、月1回もったいない市として不用品交換市を開催し、多くの市民が利用して大盛況とのことで、このような取り組みが当市においても開催できればと思いました。

最後に、ごみ減量化の浜松市の取り組みを伺いました。浜松市は、生ごみの減量化に取り組んでいました。家庭から出される燃えるごみのおよそ4割が生ごみで、さらにその生ごみのおよそ8割は水分と言われています。水分を多く含む生ごみは重くなり、ごみを運搬する際に収集車両の燃費を低下させ、燃やす際にも焼却効率を下げる要因になっています。そこで、生ごみの堆肥化のため、コンポストの無料配布、生ごみの水切り運動を推進していました。コンポストの無料配布は、少ない投資で大きな効果があるとの話でした。水切り運動も家庭の台所ですぐにできる取り組みで、非常に有効だと思いました。当市においても比較的簡単に取り組めると思いますので、実施を検討してみてもいいでしょうか。

以上、2カ所の視察は今後の参考として大いに役立つ内容で、とても参考になり、有意義であったことをご報告申し上げます、行政視察の報告といたします。

議長（笹原幸信君） 次に、一部事務組合の議会報告を関係議員にさせていただきます。

初めに、坂井地区広域連合議会について報告願います。

6番、杉本隆洋君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 6番、杉本隆洋君。

6番（杉本隆洋君） 平成26年7月開催の坂井地区広域連合議会定例会の概要について報告いたします。

第48回坂井地区広域連合議会の定例会が、去る7月23日、広域連合議会議場において開催され、議案6件が上程されました。

議案の主な内容と審議結果について報告いたします。

議案第1号は、専決処分報告について（損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、3月に専決処分を行った車両事故に関するものを同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について）は、介護休暇取得職員の補充に伴う臨時職員採用に係る賃金及び社会保険料等負担金、並びに構成市負担金の増額の補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を104億4,575万円とするものであります。

次に、議案第3号、平成26年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）については、25年度構成市負担金精算による返還金の増額、霊柩車購入基金積立

金の増額の補正等を行ったもので、財産収入の土地賃借料は、25年度中にメガソーラー敷地貸付料が入らず、今年度26年度に過年度分財産収入として処理を行ったものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億2,721万円とするものであります。

議案第4号、平成26年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)については、25年度会計の決算が確定したことに伴い、構成市負担金の減額、地域支援事業委託料精算金の増額、基金積立金の増額及び国、県、構成市負担金の返還金の増額等の補正を行ったもので、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億9,533万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を106億4,108万2,000円とするものであります。

議案第5号、平成26年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号)については、25年度繰越金を代官山墓地基金に積み立てる補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を533万9,000円とするものであります。

議案第6号、坂井地区広域連合監査委員の選任については、現在欠員となっている議会選任委員として、佐藤寛治議員の選任についての同意を求めたものであります。

以上、6議案について慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め、原案のとおり承認、可決及び同意いたしました。

また、一般質問では、吉川議員が第6期介護保険事業計画について、畑野議員が医療・介護保険総合法案の問題点について、永井議員が地域包括ケアシステムの構築について質問いたしました。

なお、本年は構成市との申し合わせによる議長、副議長の交代の年であるため、議長、副議長の選挙が行われ、議長に北島 登議員、副議長に永井純一議員が選出されました。

また、議会運営委員には田中、杉本、毛利、東野、吉川、5議員が選任され、互選により、委員長に田中議員、副委員長に私、杉本が選出されました。

以上、坂井地区広域連合議会の現況報告といたします。

議長(笹原幸信君) 次に、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会について報告願います。

1番、山本 篤君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 1番、山本 篤君。

1番(山本 篤君) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会報告をさせていただきます。

7月30日、広域圏組合事務所2階会議室で、第160回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会が行われました。最初に、さきの坂井市議会議員選挙及び福井市の議会編成によりまして、事務組合議員の変更がありましたので、その承認

が行われました。それに伴い、議長の選挙が上程され、指名推薦によりまして、坂井市の橋本充雄氏が議長に承認されました。

承認第1号議案、平成25年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算の専決処分につきましては、消費税額のアップに伴う保育料計算システムの改修費であり、2,264万8,000円の補正額は全員賛成で承認されました。

報告第1号、平成25年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費につきましては、保育料計算システム・個人住民税システムの改修事業費であり、総額3,052万3,000円が平成26年度に繰り越しされることが報告されました。

議案第3号、平成26年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算につきましては、余剰金・入札差金等の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,213万2,000円を追加し、一般会計総額25億2,308万1,000円となりますが、全員賛成で承認されました。

議案第4号、工事請負契約の締結につきましては、清掃センター基幹的設備改良工事49億8,960万円で、JFEエンジニアリング株式会社大阪支店との間で、工事請負契約が締結することであり、全員賛成で承認されました。

なお、建設負担金の各市町の負担割合は、福井市33.55%、坂井市39.42%、あわら市16.54%、永平寺町10.49%であります。

なお、議会前に行われました組合議員全員協議会の場で、余熱館指定管理者選定スケジュール及び余熱館の改修工事について事務局より説明がありました。余熱館の工事は9月ごろから行われ、12月1日から来年3月31日までが休館となり、営業再開は平成27年4月1日の予定となっております。余熱館の指定管理者の選定は10月上旬までに行われ、11月議会の議決によって指定管理者を決定する運びとなっております。

以上で報告を終わります。

議長（笹原幸信君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

## 行政報告

議長（笹原幸信君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係であります。総務課所管では8月16日に長野県茅野市と災害時における相互応援に関する協定を締結いたしました。この協定は、あわら市内または近接する地域で災害が発生し、被害が本市を含め広範囲に及んだ場合に備え、比較的遠方の自治体と災害時の相互応援協定を締結しておくことが有効かつ必要であると考えられるためであり、高知県香美市、新潟県妙高市に続く協定締結となるものであります。



また、観光商工課の所管であります。この協定と同時に、観光プロモーションパートナー協定も締結いたしました。この観光プロモーションパートナー協定は、本市として初めての協定締結となるものです。茅野市は、北陸新幹線佐久平駅が最寄り駅で、温泉地を有しているなど、今後の観光施策にも共通点が多いことから、相互に観光情報を共有し、観光プロモーション活動の支援と協力を行うことで、観光事業に関し相乗効果を図ることが期待できます。何より新幹線開業に伴う時間短縮効果は大きな魅力であり、広域的な交流人口の拡大に向け、積極的に連携して参りたいと考えています。

次に、政策課所管について申し上げます。

7月27日に吉崎御坊蓮如上人記念館において、稲田朋美行政改革担当大臣や山谷えり子参議院議員、田中光敏監督をお招きして、「クールジャパン・ジャポニスムを世界へ in 福井」と題したシンポジウムを開催しました。これは、蓮如が吉崎に御坊を建立したとされる7月27日に合わせ、毎年、財団法人本願寺維持財団と共催で行っている文化イベントの一つであります。今回は、稲田大臣による基調講演や山谷議員、田中監督などを交えたパネルディスカッションを通して、今、世界中から注目を集める日本の伝統文化やサブカルチャー、さらには国民性などについて大いに語り合っていました。参加された約200人の皆さんにも、日本の魅力や福井のよさを再確認いただけたものと思います。

続きまして、経済産業部関係の観光商工課所管について申し上げます。

6月7日から22日までの16日間にわたって、競技かるたを題材にした漫画「ちはやふる」にちなんだ「ちはやふる week in あわら」を開催いたしました。期間中は、第67回全国かるた競技福井大会や第26回全日本シニアかるた選手権大会といった競技かるた大会の開催をはじめ、百人一首大作戦やアニメの豪華声優陣によるトークショーなどを開催し、いずれも大盛況のうちに終了することができました。期間中、JR芦原温泉駅周辺やあわら温泉街は街歩きラリー参加者でにぎわいを見せ、イベント全体では約2万5,000人の方々に参加いただきました。また、予想を上回る入場者があったことから、開催期間を延長した「ちはやふるギャラリー」は引き続き好調で、「ちはやふる」の人気の高さに改めて驚きを覚えたところであります。来年度も「ちはやふる」関連イベントを企画し、全国規模でのPRを図りたいと考えております。

次に、第29回あわら北潟湖畔花菖蒲まつりが6月14日から22日の9日間にわたって開催されました。今年の花菖蒲の開花は例年よりも若干早く、初日から見ごろを迎えたことに加え、まつり期間中は全般的に天候にも恵まれたこともあり、こちらでも約2万5,000人の来場者でにぎわいました。今回の花菖蒲まつりは、先ほどの「ちはやふる week in あわら」と開催期間が重なったこともあり、それぞれの会場で互いのイベントを紹介するなど、相乗効果もあったものと思われま。

最後に、長野県茅野市との観光プロモーションパートナー協定の締結については先ほどご報告いたしました。協定締結終了後には茅野市運動公園野球場において、

ベースボールチャレンジリーグ「福井ミラクルエレファント」対「信濃グランセローズ」の公式戦に合わせて観光PRを行いました。当日は、「あわら市観光デー」と称して、球場内外であわら市の観光PR活動を展開したところですが、今後とも継続的かつ積極的に観光プロモーション活動を実施して参りたいと考えています。

続きまして、教育委員会関係でございますが、スポーツ課所管の二つのカヌー大会について報告いたします。

最初に、6月15日に開催しました第1回あわら温泉カヌー駅伝大会について申し上げます。この大会は、北潟湖に設定したコースをチームで漕艇シタイムを競うもので、本市においては初めての開催となるものであります。遠くは岡山県、広島県、神奈川県から参加いただき、カヌーの楽しさを体験してもらうとともに、カヌー競技の普及と市のPRを図れたものと思っております。平成30年に開催される福井しあわせ元気国体では、カヌースプリント競技があわら市の北潟湖で開催されます。この駅伝大会の開催を通して、その機運を高めることはもとより、間近に迫った北陸新幹線金沢開業に伴う誘客や青年の家を利用する子供たちが多数参加できる、あわらカップカヌーポロ大会に続く大会になればと期待をしております。

続いて、8月22日から24日にかけて開催されました第25回あわらカップカヌーポロ大会について申し上げます。今年はジュニアの部30チーム、一般の部74チームの計104チームに参加いただきました。これは平成2年に第1回大会を開催してから最多の参加チーム数となっております。なお、今大会にはフランスで開催される世界カヌーポロ選手権大会に出場予定のあわら市出身の6名の選手をはじめとする日本代表選手が多数参加したほか、昨年のアジアカヌーポロ選手権で優勝した台湾代表チームにも出場いただき、レベルの高い試合が繰り広げられ、大いに大会を盛り上げていただきました。企画から運営に至るまで市民で組織する実行委員会とボランティアによる手づくりの大会として親しまれている本大会で、出場選手の皆さんにはチームの垣根を越え、友情を深めていただいたものと思っております。今後も、この二つの大会を通して、カヌー競技の普及と競技人口の拡大を図るとともに、あわら市を全国にPRして参りたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

議長（笹原幸信君） 暫時休憩いたします。再開は10時30分とします。

（午前10時18分）

---

議長（笹原幸信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時28分）

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（笹原幸信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、山本 篤君、2番、平野時夫君の両名を指名します。

---

会期の決定

議長（笹原幸信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの19日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より9月19日までの19日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

---

議案第57号の上程・提案理由説明

議長（笹原幸信君） 日程第3、議案第57号、放棄した非強制徴収公債権等の報告についてを議題とします。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第57号、放棄した非強制徴収公債権等の報告についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成25年4月に制定しました、あわら市債権の管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき、同項各号に該当するものとして、平成25年度中に放棄した非強制徴収公債権等について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

放棄した債権につきましては、一般廃棄物処理手数料1件、生活保護費の返還金1件、市営住宅使用料及び市営住宅駐車場貸付料4件、水道料金3件、給食費負担金24件の合計33件、総額280万694円となっております。

議長（笹原幸信君） 議案第57号は、これをもって終結いたします。

---

議案第58号から議案第67号の一括上程・提案理由説明・

決算審査結果報告・総括質疑・委員会設置・委員会付託

議長（笹原幸信君） 日程第4、議案第58号、平成25年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第59号、平成25年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第60号、平成25年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第61号、平成25年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第62号、平成25年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第63号、平成25年度あわ

ら市水道事業会計決算の認定について、日程第10、議案第64号、平成25年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第11、議案第65号、平成25年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第66号、平成25年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について、日程第13、議案第67号、平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、以上の議案10件を一括議題とします。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第58号、平成25年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第67号、平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定についてまでの10議案について、提案理由を申し上げます。

これら10議案につきましては、一般会計をはじめとする各会計の平成25年度歳入歳出決算を市監査委員による決算審査での意見を付して提出したもので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

まず、議案第58号、一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は154億8,987万9,799円、歳出総額は147億67万665円で、歳入歳出差引額は7億8,920万9,134円となっております。この中には、繰越明許費及び事故繰越として平成26年度へ繰り越すべき財源1億1,624万1,315円が含まれておりますので、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額は6億7,296万7,819円となるものであります。

歳入の主なものは、市税の48億3,262万1,743円をはじめ、地方交付税33億2,163万7,000円、市債24億6,222万3,000円、国庫支出金19億1,159万5,475円、県支出金7億5,716万7,468円、繰越金6億5,344万6,733円、諸収入4億3,361万4,080円、分担金及び負担金3億404万427円、地方消費税交付金2億7,920万円などとなっております。

一方、歳出につきましては、民生費の40億8,152万755円をはじめ、教育費の31億3,056万5,886円、公債費13億7,016万4,168円、土木費13億581万1,356円、総務費12億3,481万8,439円、衛生費7億8,126万6,187円、商工費7億6,349万7,719円、農林水産業費5億7,731万3,230円などとなっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

議案第59号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は33億7,788万7,546円、歳出総額は32億44万7,117円で、歳入歳出差引額は1億7,744万429円となっております。

歳入の内訳といたしましては、前期高齢者交付金8億6,529万5,736円、

国民健康保険税 7 億 2,803 万 6,396 円、国庫支出金 5 億 3,396 万 1,449 円、療養給付費等交付金 3 億 9,319 万 2,704 円、共同事業交付金 3 億 2,520 万 8,599 円などとなっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、保険給付費 20 億 5,211 万 383 円、後期高齢者支援金等 3 億 6,792 万 4,644 円、共同事業拠出金 3 億 4,429 万 6,994 円、介護納付金 1 億 7,369 万 5,346 円などとなっております。

議案第 60 号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は 2 億 9,437 万 8,971 円、歳出総額は 2 億 9,393 万 4,671 円で、歳入歳出差引額は 44 万 4,300 円となっております。

歳入の内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料 2 億 2,324 万 5,200 円、使用料及び手数料 6 万 3,700 円、繰入金 7,020 万 1,521 円、繰越金 61 万 7,150 円、諸収入 25 万 1,400 円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費 198 万 7,661 円、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 9,170 万 5,110 円、諸支出金 24 万 1,900 円となっております。

議案第 61 号、産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は 353 万 690 円、歳出総額は 2 億 2,163 万 9,995 円で、差し引き 2 億 1,810 万 9,305 円の歳入不足となっており、不足額を平成 26 年度の歳入から繰り上げ充用いたしております。

歳入の内訳といたしましては、繰入金 352 万 3,190 円、諸収入 7,500 円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費 120 万円、事業費 189 万 615 円、公債費 44 万 75 円、前年度繰上充用金 2 億 1,810 万 9,305 円、となっております。

議案第 62 号、農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は 437 万 9,994 円、歳出総額は 353 万 3,805 円で、歳入歳出差引額は 84 万 6,189 円となっております。

歳入の内訳といたしましては、共済掛金 142 万 9,000 円、財産収入 8 万 6,054 円、繰入金 136 万 8,194 円、諸収入 149 万 6,746 円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費 75 万 175 円、共済諸費 269 万 6,630 円、諸支出金 8 万 7,000 円となっております。

続いて、公営企業会計の決算について申し上げます。

議案第 63 号、水道事業会計決算については収益的収入及び支出で、水道事業収益 8 億 375 万 3,942 円に対し、水道事業費用 7 億 8,953 万 3,421 円で、差引額は 1,422 万 521 円であります。損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は 950 万 9,869 円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額 8,320 万 8,936 円に対し、支出額

2億8,485万2,226円で、2億164万3,290円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,819万3,842円、当年度分損益勘定留保資金1億5,869万1,679円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額475万7,769円で補填をいたしております。

議案第64号、工業用水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、工業用水道事業収益1,103万4,263円に対し、工業用水道事業費用1,038万2,089円で、差引額は65万2,174円であります。この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年度の純利益は同額の65万2,174円となっております。なお、資本的収入及び支出はありませんでした。

議案第65号、公共下水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益9億1,969万6,397円に対し、下水道事業費用9億770万7,937円で、差引額は1,198万8,460円ありますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は292万5,868円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額9億787万9,774円に対し、支出額12億3,622万3,291円で、3億2,834万3,517円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額770万7,507円、過年度分損益勘定留保資金1,557万9,091円、当年度分損益勘定留保資金3億505万6,919円で補填をいたしております。

議案第66号、農業集落排水事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益5,092万1,916円に対し、下水道事業費用4,965万6,979円で、差引額は126万4,937円あります。この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年度の純利益は同額の126万4,937円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額1,221万3,218円に対し、支出額2,785万6,580円で、1,564万3,362円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金38万8,102円及び当年度分損益勘定留保資金1,525万5,260円で補填をいたしております。

議案第67号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で水道事業収益1億6,822万8,299円に対し、水道事業費用1億5,589万5,201円で、差引額は1,233万3,098円となっておりますが、この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は1,094万3,197円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額32万4,750円に対し、支出額4,063万3,771円で、4,030万9,021円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金3,481万2,417円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133万1,017円、建設改良積立金416万5,587円で補填をいたしております。

以上、10議案につきましてよろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（笹原幸信君） ただいま、9番、八木秀雄君が出席をいたしました。

よって、出席議員数は16名となりますので、申し添えます。

上程議案に関し、代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成25年度の決算審査は、去る7月16日を皮切りに7日間にわたって、あわら市に係る一般会計をはじめ、特別会計、企業会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業の10の会計の決算状況につきまして、関係書類及び主要な施策の成果報告など資料の提出を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、一般会計、特別会計及び企業会計等の決算はそれぞれ関係法規に準拠して作成され、諸帳票は証拠書類と符号し、計数も正確であると認められました。

審査の内容につきましては、決算審査意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、本日のご報告にあわせ、ご高覧いただければと存じます。

それでは、決算審査の概要をご報告申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

お手元別冊のあわら市各会計決算審査意見書の2ページの表をごらんください。一般会計の25年度歳入決算額は154億8,988万円で10.7%の増、歳出決算額は147億67万1,000円で10.3%の増となっており、歳入歳出ともに前年度比べ10%を超える大幅な増加となっております。これは25年度において、学校給食センター整備や複合生涯学習施設IKOSSA整備の大型事業が実施されたことによるものであります。

その下の表をごらんください。の歳入総額と の歳出総額との差引額、の形式収支額は7億8,920万9,000円の黒字となっております。この形式収支額の中には、の26年度に繰り越すべき財源1億1,624万1,000円が含まれておりますので、これを差し引いた の実質収支額は6億7,296万8,000円の黒字となっており、この実質収支額から の前年度の実質収支額を差し引いたの単年度収支も2億765万5,000円の黒字となっております。さらに、の財政調整基金への4億円の積み立てがありますので、これを加算した の実質単年度収支は6億765万5,000円の黒字となっており、これらの収支額は一応よい結果となっております。

次に、あわら市の財政状況を主要財務比率の推移で見てみたいと思いますので、4ページをごらんください。上のグラフの財政力指数は0.65と前年度と同じ数値ですが、次の財政の硬直化を示す経常収支比率は83.6%と3.3ポイント改善し、下のグラフ、公債費の財政負担割合を示す実質公債費率も10.5%と前年度より1.

1ポイント改善しております。

次に、決算の内容について申し上げます。

意見書6ページの下段の表をごらんください。25年度の歳入に占める自主財源は64億5,936万4,000円で、前年度より約3億円以上増加しておりますが、自主財源比率は41.7%と前年度より2.3ポイント低下しております。この要因としては、市税を中心に自主財源が増加したものの、これ以上に大型建設事業の実施に伴う国庫支出金や市債等の依存財源が前年度に比べ12億円以上大きく増加したことが影響しております。

なお、自主財源の主なものは7ページの表のとおり、市税が48億3,262万2,000円で、2億307万円の増加、繰越金が6億5,344万7,000円で、1億6,718万円の増加、諸収入が4億3,361万4,000円で、7,119万円の減少となっております。

一方、依存財源の主なものは、地方交付税が33億2,163万7,000円で、1億4,721万円の増加、国庫支出金が19億1,159万5,000円で、7億4,109万円の増加、市債が24億6,222万3,000円で、3億9,148万円の増加となっております。

ここで、歳入の根幹をなす市税収入を見てみますと、9ページの表をごらんください。個人市民税が前年度に比べ3,171万円減少したものの、他の税目は全て増加しております。特に法人市民税は、景気の上向きを反映して1億5,582万円の増加、固定資産税が一部大口滞納事案の解決により5,847万円の増加、市たばこ税が税率改定により1,898万円の増加となっており、全体で2億307万円の増収となっております。

さらに、ここで市債の発行状況について、若干触れますと、少し飛びますが、18ページの中段の表をごらんください。25年度末の市債現在高は174億6,287万8,000円で、前年度より12億4,542万2,000円、7.7%増加しており、市債残高を市民1人当たり換算すると、約59万円となっております。今後も国の経済対策や消費税率の引き上げに伴う税制及び財政改革等を十分に見定めながら、これら財源の確保に一層の努力を望むものであります。

次に、歳出の状況につきましては21ページをごらんください。歳出の状況を目的別に見てみますと、前年度に比べ、総務費、商工費、教育費が大きく増加しております。

総務費は12億3,481万9,000円で、2億5,442万円、26%増加しております。これは埋蔵文化財センター解体工事で約2,500万円、市役所西側の本工場用地の取得で約5,900万円、市議会及び参議院議員選挙費で約2,300万円増加したことによるものであります。

商工費は7億6,349万8,000円で、2億7,669万円、56.8%増加しております。これは温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業で約2億400万円、工場導入促進経費で約1億700万円が増加したことによるものであります。



教育費は31億3,056万6,000円で、12億7,674万円、68.9%増加しております。これは複合生涯学習施設IKOSSA整備で約3億5,400万円、給食センター整備事業で約9億5,600万円増加したことによるものであります。

一方、大きく減少したのは、主に民生費と消防費であります。民生費は40億8,152万1,000円で、約2億6,050万円、6%減少しております。これは国民健康保険特別会計の繰出金で約1億700万円、私立保育所運営事業で約2億2,700万円減少したことによるものであります。

消防費は5億1,538万8,000円で、5億354万円、49.4%減少しております。これは、あわら消防署の新庁舎建設が24年度で終了したため、嶺北消防組合負担金が約5億600万円減少したことによるものであります。

次に、31ページの表をごらんください。この表は歳出決算額を性質別に区分したものでございます。義務的経費は58億8,617万7,000円で、前年度に比べ7,458万円、1.3%増加しておりますが、これは退職組合への特別負担金などの人権費の増加が要因となっております。

また、投資的経費は28億7,175万1,000円で、12億4,516万円、76.6%増加しております。中でも、普通建設事業費が約12億5,000万円、77.7%の大幅な増となっておりますが、これは給食センターやIKOSSA整備事業が実施されたことによるものであります。

その他の経費は59億4,274万3,000円で、4,729万円、0.8%の増加となっております。中でも積立金が約3億5,000万円、122.2%増加しておりますが、これは財政調整基金への積み立てが約1億5,400万円増加したことと、新たに地域の元気臨時交付金2億800万円を基金積み立てしたことによるものであります。

以上、一般会計の歳入歳出決算を詳細に審査いたしました結果、事務事業の改善等による経費削減や収入の確保への積極的な取り組みも一部見受けられましたが、今後、中長期的には市人口の減少と財政の縮小が避けられない状況の中、ますます進展する少子高齢化社会の多種多様な住民ニーズに対応できる財政基盤を確立するためにも、なお一層、効率的な行財政運営の推進を期待するものであります。

ここで、一般会計の最後になりますが、市税債権及び使用料等の税外債権の収納状況について、若干触れてみたいと思います。

市税につきましては、戻って9ページの表をごらんください。表の右下にあります市税合計の収納率は88.2%と前年度に比べ1.8ポイント増加しており、特にその下の欄、現年課税分の収入率は98.2%と、市が目標としている98%を初めて超える良好な成果を上げております。

次の10ページ上段の表をごらんください。25年度末の収入未済額、いわゆる累積滞納額は5億8,083万円で、前年度に比べ約1億1,000万円減らす成果を上げており、収納率のアップとあわせ、その努力を評価するものであります。しかしながら、依然として固定資産税の約5億円を筆頭に、全体で5億8,000万円

を超える多額の滞納がありますので、収入確保や負担の公平の観点から、今後とも厳正かつ的確な滞納整理への取り組みを強く望むものであります。

また、8ページに戻ってください。下段の表をごらんください。市税債権をはじめ、負担金や使用料などの税外債権の収入未済額、いわゆる滞納額をあらわしたのですが、25年度末では、例えば保育料や給食費を含む分担金及び負担金項目の小計は約141万円で、前年度より211万円減少しております。

また、市営住宅の使用料を含む、使用料及び手数料項目の小計では、約353万円の減少となっております。これらの収入未済額の減少については、市全体での一元的、横断的な取り組み体制の強化を定めた、あわら市債権の管理に関する条例に基づく対応が、その1年目から成果を見せ始めたものと評価しております。しかしながら、依然として市営住宅使用料や金津創作の森関連の使用料など、税外債権全体で約2,550万円が滞納となっている状況にありますので、今後とも、当該債権管理条例に基づいた厳格な対応を望むものであります。

なお、不納欠損につきましては上段の表のとおり、市税及び税外債権を含め、25年度は約6,890万円の欠損処理を行っており、前年度に比べ倍増しておりますが、不納欠損処分に当たっては他の納税者との公平性の観点から、的確な債権管理と厳正な調査を行う等、法令規則に基づく適正かつ厳格な運用を求めます。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計につきまして、意見書の34ページの表をごらんください。25年度の歳入決算額は33億7,788万7,000円、歳出決算額は32億44万7,000円で、歳入歳出差引額は1億7,744万円の黒字となっております。前年度に比べ、歳入は6,037万8,000円、1.8%の減少、歳出も616万8,000円、0.2%の微減となっております。被保険者の減少により保険税収入が若干減収となったものの、医療費抑制に向けた取り組みによって、歳出の64%を占める保険給付費が約6,840万円、3.2%減少しており、また一般会計からの繰入金も約1億695万円減少し、さらには国民健康保険基金に約1億6,000万円を積み立てるなど、財務内容はよい傾向となっております。今後も、更なる事務事業の効率化を図るとともに、市民の健康づくりや早期検診などの事業を推進して医療費の抑制に努められるよう望むものであります。

健康保険税の収入状況については35ページをごらんください。保険料の収入率は83.4%となり、前年度に比べ0.2ポイント上昇しており、収入未済額、いわゆる滞納額は約1億3,200万円で、前年度に比べ約941万円減少しております。平成19年度以降、滞納額は減少の傾向にあり、収納対策への努力も認められますが、依然多額の滞納を抱えている現状にあり、更なる収納対策の強化に努めていただきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げますので、37ページをごらんください。歳入決算額は2億9,437万9,000円、歳出決算額は2億9,393

万5,000円で、歳入歳出差引額は44万4,000円の黒字となっております。後期高齢者医療制度の実施主体は広域連合となっておりますので、歳出の主なものは、広域連合への納付金2億9,170万5,000円で、構成比99.2%となっております。また、保険料の収納率は98.9%と前年度に比べ0.1ポイント上昇し、収入未済額、いわゆる滞納額も251万8,000円で、前年度に比べ22万1,000円減少しておりますが、今後とも滞納の発生防止と早期徴収に努力していただきたいと思っております。

次に、産業団地整備事業特別会計について申し上げます。

39ページをごらんください。歳入決算額は353万円、歳出決算額は2億2,164万円で、歳入歳出差引額は2億1,811万円の歳入不足、つまり赤字決算となっており、この赤字額を26年度会計からの繰上充用金で補填しております。これは保有する工場用地1万6,845㎡が未売却となっているためであり、保有土地の早期売却に一層の努力を望むものであります。

次に、農業者労働災害共済特別会計について申し上げます。

40ページをごらんください。歳入決算額は438万円、歳出決算額は353万4,000円で、歳入歳出差引額は84万6,000円の黒字となっております。共済金の給付は横ばいとなっておりますが、共済加入者が前年度に比べ55世帯減少していることから、加入促進に努めるとともに、農作業事故の発生防止への取り組みを推進し、当会計の維持向上を図っていただきたいと思っております。

財産に関しましては、41ページ以下をごらんください。主なものでは、土地は元工場用地の購入や寄附等があったものの、それを上回る面積修正や無償譲渡・売却等で9,248㎡の減少、建物は埋蔵文化財センター等の取り壊しがあったものの、給食センター等の取得もあり、1,236㎡の増加、債権は地域総合整備資金貸付金800万円等の収入があり、931万8,000円の減少となっております。

市有財産の土地と建物については、かねてより明確化を依頼して参りましたが、前年度においておおむね実態を反映した台帳が整備されております。当25年度においても面積修正などがあり、より実態を反映したものとなっておりますが、引き続き完成度の高い台帳整備に努めていただきたいと思っております。

基金につきましては、45ページ以下をごらんください。25年度積立額が8億1,329万6,000円で、取り崩し額が274万5,000円、差し引き7億8,586万1,000円増の合計57億2,393万2,000円となっております。これは25年度の市税収入を上回る金額となっておりますが、将来の施設の整備や維持補修など、健全な行財政運営上重要な役割を担うものでありますので、今度とも設置目的に沿った計画的な積み立てと、一層の有効活用に努めていただきたいと思っております。

以上が一般会計及び特別会計の決算審査の概要でございますが、これらを取りまとめて47ページ以下に審査意見としてご提示させていただいておりますので、改めてご高覧いただければ幸いに存じます。

それでは、次に、公営企業会計について申し上げます。

まず、水道事業会計について申し上げます。

お手元別冊の公営企業会計決算審査意見書の5ページ以下をごらんください。25年度の給水人口は2万6,449人で、前年度に比べ268人減少しております。また有収水量は348万4,490<sup>m</sup>と前年度に比べ0.1%増加し、有収率も90%で1.9ポイント改善しております。

25年度の経営成績は、8ページをごらんください。営業利益は1億5,919万円の赤字となっておりますが、営業利益に他会計補助金等の営業外収益を加算した経常利益は976万円の黒字で、さらに特別損失を差し引いた当年度純利益も951万円の黒字となっております。純利益は前年度に比べ約230万円、32.3%の増加となっております。

収益の内訳は、営業収益は5億5,939万7,000円で、前年度に比べ1.1%減少しておりますが、加入金の減少等により、その他営業収入が減少したためであります。また、営業外収益は2億1,357万1,000円で、前年度に比べ8.6%増加しております。なお、営業外収益の中には一般会計からの補助金1億4,591万4,000円が含まれており、その額は前年度に比べ1,691万4,000円増加しております。

一方、費用の内訳は、営業費用は7億1,858万7,000円で、その主なものは原水及び浄水費が4億430万7,000円、減価償却費が2億426万9,000円となっております。また、営業外費用は4,462万1,000円で、そのうち支払利息が4,456万1,000円と、前年度に比べ328万6,000円、6.9%減少しております。これは高金利の企業債現在高が減少したためであります。

続いて、14ページをごらんください。25年度末の水道使用料の収入未済額、いわゆる滞納額は1,770万円で、前年度に比べ約540万円減少しております。収納率も97.1%と前年度より0.9ポイント改善しており、収納に対する努力の成果があらわれているものと評価します。今後とも、収入の確保と受益者負担の公平を図る観点から、滞納の未然防止と滞納解消に一層の努力を望むものであります。

水道事業会計は、県水受水費や減価償却費及び企業債利息などの固定的な費用が大きなウエートを占めているため、一般会計から多額の補助金を受け入れても、なお厳しい経営状況にあります。今後、人口や世帯数の減少が見込まれる中、長期的展望に立った事業運営と経営健全化に向けて、更なる努力を強く望むものであります。

次に、工業用水道事業会計について、意見書の18ページ以下をごらんください。25年度の経営成績は、営業利益64万9,000円、経常利益及び純利益は65万2,000円となっており、経営的には健全と認められますが、今後必要となる施設修繕費等を考慮し、なお一層の経営向上に努めていただきたいと思います。

次に、公共下水道事業会計につきましては、意見書の25ページ以下をごらんください。25年度の処理人口は2万6,756人で、前年度に比べ84人増加し、人

口普及率も90.6%で1.3ポイント増加しております。また、25年度においては、補助事業で3億7,000万円、市単独事業で539万8,000円の事業を実施しており、処理面積は1,077ヘクタールとなり、その面積整備率も74.1%で、前年度に比べ1.9ポイント増加しております。

25年度の経営成績は27ページをごらんください。営業利益は9,303万3,000円の赤字となっておりますが、これに営業外収益及び営業外費用を加算減算した経常利益は340万円の黒字となり、さらにここから特別損失を差し引いた当年度純利益も292万6,000円の黒字となっております。前年度に比べ純利益は34.9%の減少となっております。

収益のうち営業収益は5億5,128万4,000円で、下水道使用料及び他会計負担金の減少により、前年度に比べ2,968万2,000円、5.1%減少しております。また、営業外収益は3億4,293万2,000円で、前年度に比べ7,833万7,000円、18.6%減少しております。営業外収益は、そのほとんどが一般会計からの補助金及び負担金であり、前年度に比べ他会計負担金が1億1,766万2,000円、32.3%減少しております。

一方、費用のうち営業費用は6億4,431万7,000円で、その主なものは流域下水道費2億1,946万7,000円、減価償却費3億4,887万5,000円であります。また、営業外費用は2億4,650万円で、そのほとんどが支払利息であり、前年度に比べ1,074万4,000円、4.2%減少しております。

25年度の経営成績は、一般会計からの補助金等の繰り入れにより、どうにか340万円の経常利益を確保できたものであり、営業利益面では多額の赤字計上となっております。下水道事業の経営環境が非常に厳しい状況下にあることを十分認識して、更なる経営の合理化、効率化を図るとともに、供用区域内の接続促進を強化し、収益向上につなげるよう強く望むものであります。

続いて、33ページをごらんください。25年度末の下水道使用料の収入未済額、いわゆる滞納額は水道会計の預かり分を含めると9,338万円で、前年度に比べ約360万円減少しております。収納率も86%と前年度より6.5ポイント改善しており、収納に対する努力の成果があらわれているものと評価しますが、依然として滞納額が多いことを鑑み、大口滞納者に対し厳格な滞納整理に踏み切るなど、収納対策の更なる強化を望むものであります。

次に、農業集落排水事業会計について、38ページ以下をごらんください。25年度の経営成績は40ページの表のとおり、営業利益が2,618万8,000円の赤字となっておりますが、これに営業外収益及び営業外費用を加算減算した経常利益及び純利益は126万5,000円の黒字となっております。

収益のうち営業収益の下水道使用料は1,265万3,000円で、前年度より10万6,000円の増加となっております。営業外収益は3,763万6,000円で、その全てが一般会計からの補助金及び負担金となっており、これが営業上の赤字を補う形となっております。将来的には、公共下水道事業との併合が予定されている

とのことですが、なお一層の経営向上に努めていただくよう望むものであります。

次に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計について申し上げます。

お手元別冊の上水道財産区水道事業会計決算審査意見書の2ページをごらんください。25年度の年間有収水量は約114万9,700<sup>3</sup>m<sup>3</sup>で、前年度に比べ4%減少しております。依然として給水量は減少傾向にあり、有収率も95.2%で前年度に比べ1.2ポイント減少しております。

25年度の経営成績は5ページをごらんください。営業利益は1,016万6,000円の黒字で、経常利益も1,100万8,000円の黒字となっており、特別損失を差し引いた当年度純利益も前年度に比べ496万8,000円の減少とはなりましたが、1,094万3円の黒字を確保しております。24年度の料金改定後、2年続けての黒字確保となっておりますが、給水区域内人口が18年連続で減少し続けております。また、大口利用者への給水量の減少など、今後とも厳しい経営環境が続くものと思われま。

続いて、10ページをごらんください。25年度末における水道使用料の収入未済額、いわゆる滞納額は約1,853万円となっており、前年度に比べ129万円増価しております。給水停止や預かり金制度の導入など、収納対策への努力も見られますが、今後とも、収入確保と受益者負担の公平を図る観点から、滞納の未然防止と滞納解消に一層の努力を強く望むものであります。

財産区の水道事業会計につきましては、現在進めている温泉街の整備や北陸新幹線金沢開業の効果により、入り込み客数の拡大を図ることで、給水量の増加を期待するものであります。今後も厳しい状況が続くものと思われま。引き続き、経営の合理化、効率化による経費節減に努めるとともに、利益剰余金や積立金残高の推移も見ながら、一層の経営努力を望むものであります。

以上、一般会計、特別会計、企業会計、上水道財産区水道事業会計の決算審査の概要を申し上げましたが、今回の決算審査に当たり、指摘、要望いたしました事項につきましては、各所管並びに関係者の一層のご努力と真摯な取り組みをお願い申し上げます。極めて概略的な内容となりましたが、決算審査のご報告とさせていただきます。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（笹原幸信君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 質疑なしと認めま。

これで質疑を終わります。

議長（笹原幸信君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第67号までの10議案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中に審査することにしたいと思ひま。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第67号までの10議案については、閉会中に審査することに決定いたしました。

議長（笹原幸信君） お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、議長において、1番、山本 篤君、2番、平野時夫君、3番、毛利純雄君、4番、吉田太一君、5番、森 之嗣君、6番、杉本隆洋君、8番、三上 薫君、11番、山川知一郎君、以上8名を指名したいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名を選任することに決定しました。

議長（笹原幸信君） 暫時休憩します。再開は11時35分とします。

（午前11時25分）

---

議長（笹原幸信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時33分）

議長（笹原幸信君） ただいま、杉田 剛君が出席をいたしました。

よって、出席議員数は17名となりますことを申し添えます。

議長（笹原幸信君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 事務局長。

事務局長（志田尚一君） 休憩中に決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告申し上げます。

決算審査特別委員会委員長に3番、毛利純雄議員、同副委員長に5番、森 之嗣議員が選任されました。

以上でございます。

---

議案第68号及び議案第69号の一括上程・

提案理由説明・審査結果報告・総括質疑

議長（笹原幸信君） 日程第14、議案第68号、平成25年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、日程第15、議案第69号、平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について、以上の議案2件を一括議題とします。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第68号、平成25年度あわら市

健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について及び議案第69号、平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告についての提案理由を申し上げます。

議案第68号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度あわら市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の、いわゆる健全化判断比率と各公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、健全化判断比率等報告書に記載のとおりであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに赤字ではないため指標は出ておりません。また、実質公債費比率は対前年比1.1ポイント減の10.5%、将来負担比率は対前年比6.9ポイント減の35.7%となっており、それぞれに設定された早期健全化基準内の数値となっております。

次に、各公営企業5会計に係る資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率については、産業団地整備事業特別会計で13.7%となっており、対前年比で0.9ポイントの増であります。その他の会計については、資金不足となっていないため指標は出ておりません。なお、産業団地整備事業特別会計の資金不足比率についても、経営健全化基準内の数値となっております。これらの指標については、議会への報告の後、公表することとなっております。

議案第69号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度の芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、報告書に記載のとおりであります。資金不足比率については、資金不足となっていないため指標は出ておりません。

以上、ご報告いたします。

議長（笹原幸信君） 上程議案に関し、代表監査委員から審査の結果について報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） それでは、平成25年度あわら市健全化判断比率、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の審査結果をご報告申し上げます。

本審査は、去る7月16日及び22日に、あわら市に係る健全化判断比率、公営企業並びに芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記した書類の提出を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、それぞれ関係法規に準拠しており、適正に作成されているものと認められました。



審査の内容につきましては、意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、ただいまからのご報告にあわせ、ご高覧いただきたいと存じます。

それでは、審査の概要をご報告申し上げます。

最初に、お手元別冊の平成25年度決算に基づくあわら市財政健全化判断比率等審査意見書の1ページの表をごらんください。表の健全化判断比率欄の上から実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字はなく、早期健全化基準から見て全く問題のない状況にあります。

次に、実質公債費比率につきましては10.5%と前年度に比べ1.1ポイントの改善となっており、早期健全化基準である25%を14.5ポイント下回るよい状況にあります。

将来負担比率につきましても35.7%と前年度に比べ6.9ポイントの改善となっており、早期健全化基準350%を大幅に下回るよい状況となっております。今後の財政運営に当たっては更なる健全化に向け、これらの比率を下げる努力を期待するものであります。

次に、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率について申し上げます。

今、ごらんの意見書2ページの表と別冊の芦原温泉上水道財産区水道事業会計資金不足比率審査意見書の1ページの表をあわせてごらんください。公共下水道事業、水道事業、工業用水道事業、農業集落排水事業の4会計と芦原温泉上水道財産区水道事業会計は資金不足の状況にはなく、経営健全化基準から見て問題のない状況にあります。

ただ、産業団地整備事業特別会計については、未売却の工場用地を保有しているため資金不足比率が13.7%となっておりますが、経営健全化基準の20%を6.3ポイント下回っており、一応問題のない状況と言えます。

この特別会計は平成20年度に設置されて以来、資金不足が続いており、翌年度からの繰上充用金をもって赤字を補填している状態が繰り返されていることから、未売却用地の早期売却に向け、一層の努力を望むものであります。

以上、健全化判断比率等の審査の概要を申し上げましたが、今後、北陸新幹線金沢開業及びその後の敦賀延伸も踏まえたまちづくりや人口減少、少子高齢化社会が進展する中であって、多様で高度化する住民ニーズに向けて各種の施策や事業が実施され、もしくは予定されており、健全財政の維持や将来世代の負担増加といった面で、やや不安を感じるところでございます。今後とも、徹底した行財政改革に取り組み、更なる事務事業の合理化、効率化に徹し、財政体質の健全化を図るよう関係者の一層のご努力をお願い申し上げ、健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査のご報告といたします。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（笹原幸信君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 質疑なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これをもって、議案第68号及び議案第69号は終結いたします。

議長（笹原幸信君） 高橋代表監査委員の退席を許可します。ご苦労さまでした。  
（高橋憲治代表監査委員 退室）

---

議案第70号及び議案第71号の一括上程・

提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（笹原幸信君） 日程第16、議案第70号、平成26年度あわら市一般会計補正予算（第3号）、日程第17、議案第71号、平成26年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上の議案2件を一括議題とします。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第70号、平成26年度あわら市一般会計補正予算（第3号）及び議案第71号、平成26年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

まず、議案第70号、平成26年度あわら市一般会計補正予算（第3号）であります。本案は歳入歳出それぞれ1億2,615万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を148億919万5,000円とするものであります。

まず、歳出の主なものをご説明いたします。

総務費では、広報費でケーブルテレビのチャンネルあわら映像配信を今年度末で中止することに伴い、インターネットによる映像配信への切りかえ等に係る経費705万2,000円、戸籍住民基本台帳費で住民基本台帳カードの多目的利用を推進するために導入しているICカード標準システムのデータ暗号化への新方式への移行に係る経費131万1,000円を計上しているほか、企画費及び情報化推進費で福井坂井地区広域市町村圏事務組合の決算額の確定及び国民健康保険制度改正に伴うシステム改修にかかる費用分を国民健康保険特別会計に振りかえることに伴い、電算共同利用負担金335万6,000円を減額しております。

民生費では、老人福祉施設費で老人福祉センター百寿苑建物解体工事1,900万円を減額しているほか、児童福祉施設費で東部児童館改修等に係る経費150万円、子育て世帯臨時特例給付金費で子育て世帯臨時特例給付金602万円などをそれぞれ計上しております。

衛生費では、予防費で予防接種法施行令の改正に伴う予防接種事業に係る経費565万円を計上するほか、塵芥処理費で清掃センター運営費等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金746万2,000円を減額しております。

農林水産業費では、農業振興費で企業的園芸確立支援事業補助金5,774万7,000円、くだもの産地育成事業補助金129万6,000円、水田農業大規模化・

園芸導入事業補助金 386万3,000円を計上しているほか、農業総務費及び農地費で、農地・水保管理支払交付金から多面的機能支払交付金への移行に伴う制度の組みかえと、交付単価の変更等に係る経費 1,001万8,000円を計上しております。

商工費では、観光費で（仮称）にぎわい交流館の整備に係る経費 2,987万円、（仮称）県境の館越前加賀歴史情報館の前面道路改良工事 700万円、学生合宿誘致事業補助金 500万円などを計上しているほか、観光施設費で刈安山水道取水口整備工事 140万円を計上しております。

土木費では、住宅総務費で木造住宅耐震改修促進事業補助金 106万3,000円のほか、住宅管理費で市営住宅解体工事 111万3,000円を計上しております。

教育費では、学校管理費で金津小学校体育館天井落下対策工事実施設計業務委託料 86万4,000円及び中学校空調設備設計業務委託料 280万円を計上しているほか、社会教育総務費で県立青年の家関連の土地購入費 685万1,000円、文化振興費で金津創作の森の設備整備に係る経費 220万4,000円などを計上しております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金 655万1,000円、県支出金 6,603万8,000円、繰越金 2,833万2,000円、諸収入 1,333万2,000円、市債 1,190万円をそれぞれ計上しております。

最後に地方債の補正であります。ふるさと創造プロジェクト事業で 1,190万円を追加し、限度額の変更を行っております。

次に、議案第71号、平成26年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ 4,944万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 31億3,294万1,000円と定めるものであります。

まず、歳出といたしましては、先ほど一般会計補正予算の説明の中で申し上げましたように、一般会計から国民健康保険特別会計への予算の振替に伴い、総務費の一般管理費及び賦課徴収費で、国民健康保険制度の改正に伴うシステム改修経費として、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金 237万5,000円を計上しております。

また、諸支出金では平成25年度の給付実績に基づく療養給付費等返還金 4,706万6,000円を計上しております。

これに伴う歳入につきましては、国庫支出金 237万5,000円、繰越金 4,706万6,000円を計上しております。

以上、2議案につきましてよろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（笹原幸信君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 質疑なしと認めます。

議長（笹原幸信君） ただいま議題となっています議案第70号、議案第71号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

議案第72号から議案第83号の一括上程・

提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（笹原幸信君） 日程第18、議案第72号、あわら市幼保連携型認定こども園条例の制定について、日程第19、議案第73号、あわら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第20、議案第74号、あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第21、議案第75号、あわら市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定について、日程第22、議案第76号、あわら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第23、議案第77号、あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の制定について、日程第24、議案第78号、あわら市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、議案第79号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第26、議案第80号、あわら市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第27、議案第81号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、日程第28、議案第82号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第29、議案第83号、あわら市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、以上の議案12件を一括議題とします。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第72号、あわら市幼保連携型認定こども園条例の制定についてから議案第83号、あわら市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についての12議案について提案理由を申し上げます。

議案第72号、あわら市幼保連携型認定こども園条例の制定については、現在の芦原幼児園及び金津保育所を幼保連携型認定こども園として設置するために必要な事項を定めるものであります。なお、平成28年3月末までの措置といたしまして、現在の吉崎幼稚園を金津こども園吉崎分園として設置することを附則において規定しております。

議案第73号、あわら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法の規定により、認定こども園や保育所等の保育事業について、利用定員等の運営基準を市が条例で規定することとされたため、新たに条例を制定するものであります。

議案第74号、あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の制定については、家庭的保育事業等を実施する際の設備や運営基準を児童福祉法の改正により市が条例で規定することとされたため、新たに条例を制定するものであります。

議案第75号、あわら市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定については、子ども・子育て支援法の規定により、必要な文書等の提出に応じない場合や虚偽の報告等を行ったことに対する過料を設けるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第76号、あわら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後子どもクラブの運営基準等を児童福祉法の改正により市が条例で規定することとされたため、新たに条例を制定するものであります。

議案第77号、あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の制定については、母子家庭等の医療費を助成する支給対象者につきましては、児童扶養手当法を引用して表記しておりましたが、児童扶養手当法が改正され、従来の表記では対象者の特定が困難となったことに加え、他自治体との条例の体裁等を合わせるため、あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の全部を改正するものであります。

議案第78号、あわら市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、公開の例外に規定されている特定独立行政法人が、独立行政法人通則法の改正に伴い行政執行法人となるため、所要の改正を行うものであります。

議案第79号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法及び法人税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。主な内容としては、まず、法人市民税法人税割の税率を引き下げるものであります。なお、この引下げ相当分については、国税として新たに創設する地方法人税で徴収し、地域間の財政力格差の縮小を図るため、税込全額を地方交付税の原資とするものであります。次に、軽自動車税の税率を自家用乗用車については1.5倍、その他についてはおおむね1.25倍に引き上げるほか、新車登録から13年を経過した3輪以上の軽自動車については、おおむね20%の重課とすることなどであります。

議案第80号、あわら市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定については、条例中に規定している母子及び寡婦福祉法が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第81号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、現在改修を行っております中央公民館及び湯のまち公民館の会議室等の名称変更や使用料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第82号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本年4月からの小学校の2学期制試行に伴い、学期間の休業等について、放課後子どもクラブ利用料金の規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第83号、あわら市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、保育の実施基準が法律で規定され、条例で規定する必要がなくなったため廃止するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（笹原幸信君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 11番、山川知一郎君。

11番（山川知一郎君） ただいま上程をされました議案のかなりの部分は、来年4月から金津地区の幼稚園と保育園を含めて、芦原地区の幼児園も含め、全て認定こども園に移行するというに伴うものであると思いますが、特に金津地区では、幼稚園と保育園がなくなって、認定こども園になるということについて、市民の間ではいろいろ不安や疑問が出されておりますので、何点かについて質問をしたいと思います。

一つ目は、文科省と厚労省との二重行政を解消して、所管は内閣府に一本化されるということではありますが、今幼稚園で行っております幼児教育というものがきちんと行われるために、新しい認定こども園は職員の配置基準、また資格要件、それから施設の設置基準、こういうものはどうなるのか。また、そういう基準を全てのこども園がクリアできるのかどうかということをもまず伺いたいと思います。

二つ目には、これに伴って現行の保育料などが新しいこども園料と比べて上がることはないのかということについて伺いたいと思います。

また、今回の移行に伴って、二つだけは公立として残すけれども、あとは全部民間にということですが、職員の待遇はどうなるのかと、以上3点について伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市民福祉部長、坂東雅実君。

市民福祉部長（坂東雅実君） 山川知一郎議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、認定こども園の法改正に基づきます基準関係でございますけれども、職員の配置基準や施設の設置基準、これにつきましては、県条例の方で定めることとなっております。本年10月までに制定されるものと聞いております。現在、市内の各幼児園及び保育所におきましては、現行の認定こども園の基準を参考とさせていただきます。定員の見直しを含めて事業認可申請の準備を進めているところでございます。いずれの施設におきましても、認定こども園への移行に大きな支障はないというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、こども園料でございますけれども、現行の幼稚園保育料との差につきましては、新制度と現行制度が実は異なるということから、単純に比較ということは難しいわけでございますけれども、現在の保護者の負担総額、こちらの方では現行保育料よりも、こども園料の方が下がるものと考えております。

次に、職員の処遇につきましてですけれども、各施設、社会福祉法人において決

定されるべきものというふうに考えておりますけれども、現在実施されております国の処遇改善交付金事業、こちらの方を活用していただき、今後も引き続き各施設に指導を行いまして処遇改善を推進して参りますので、よろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 基準は県条例で、まだ10月ということですので、どうなるか注目をしていきたいと思いますが、こども園料、総体としては現行よりも上がることはないということですが、もちろん制度が変わるわけですから、今おっしゃられたように単純な比較は難しいかと思いますが、上がるケースもあるのではないかなど。もちろんサービスといいますが、そういう内容に伴って変わると思いますが、上がるのはどういうケースでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市民福祉部長、坂東雅実君。

市民福祉部長(坂東雅実君) 先ほども申し上げましたけれども、単純比較はできないということですが、実は現行の幼稚園、5歳児で教育標準時間は今6時間と仮定しますと、こちらを利用する世帯と、実は新制度の認定こども園、こちらの教育標準時間6時間、同じ条件での比較ということになるわけですが、これらの世帯をもとに単純比較いたしますと、現行保育料よりも、こども園料の方が平均4,000円程度高くなる状況もございます。しかしながら、この認定こども園では夏休みなどでございますけれども、こちらの長期休暇ですね、幼稚園では夏休み期間等々がございます。こちらの方がなくなるということになって参ります。ということから、制度そのものが変わって参りますので、これも単純比較はちょっとできない部分がございます。

また、4歳児及び5歳児の標準保育時間ですね、これは11時間という設定をさせていただいておりますけれども、こちらの方で比較いたしますと、こども園料の方が低く設定されているということをご報告いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) このこども園では、各自治体が独自に設定するというふうに思いますが、県内の他の自治体との比較では、あわら市はどうなるのか、わかればお願いをしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市民福祉部長、坂東雅実君。

市民福祉部長(坂東雅実君) 県内を現行の保育料で比較いたしますと、県内は17市町あるわけですが、決して高い方ではございません。下から数えた方が早いということを申し添えておきます。

なお、子育てに特化した極端に安い保育料を設定しているところもあるようでご

ざいますけれども、嶺北、お隣の坂井市等も含めまして、この坂井地区におきましては、両市とも低い保育料ということになっておりますので、申し添えます。

議長（笹原幸信君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） これをもって質疑を終結いたします。

議長（笹原幸信君） ただいま議題となっております議案第72号から議案第83号までの12議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

議案第84号から議案第88号の一括上程・

提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（笹原幸信君） 日程第30、議案第84号、市有財産の無償譲渡について、日程第31、議案第85号、市有財産の無償譲渡について、日程第32、議案第86号、市有財産の無償譲渡について、日程第33、議案第87号、市有財産の無償譲渡について、日程第34、議案第88号、市有財産の無償譲渡について、以上の議案5件を一括議題とします。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第84号から議案第88号までの市有財産の無償譲渡についての5議案について提案理由を申し上げます。

これら5議案につきましては、現在、指定管理者により運営されております公立の保育所及び幼稚園の各施設を、運営団体であるそれぞれの社会福祉法人に無償で譲渡するため提出するものであります。

指定管理者である各社会福祉法人を、幼保連携型認定こども園を設置する公私連携法人として指定し、法律の規定による協定に基づき各施設を譲渡するものです。

なお、細呂木保育所につきましては社会福祉法人さくら福祉会に、伊井保育所につきましては社会福祉法人ポプラ福祉会に、金津東保育所につきましては社会福祉法人刈安福祉会に、本荘幼稚園につきましては社会福祉法人本荘すこやか福祉会に、北潟幼稚園につきましては社会福祉法人アイリス福祉会に、いずれも平成27年4月1日付で譲渡するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（笹原幸信君） 上程議案に対する質疑を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 11番、山川知一郎君。

11番（山川知一郎君） これも認定こども園の移行に伴うものだと思いますが、建物は無償で譲渡して土地は貸し付けるといことですが、園によって貸付料に大きな



差があると思います。非常に高い地代を払うところは、将来的に経営が圧迫されるのではないかと。また、定員も多いところ少ないところいろいろございますが、定員の少ない園は経営的にやっていけるのか、こういうことについて市として補助をする考えはないのかということ伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市民福祉部長、坂東雅実君。

市民福祉部長(坂東雅実君) 山川知一郎議員のご質問にお答えいたします。

認定こども園の土地の貸付料についてでございますけれども、各施設の所在地や使用状況によりまして、この土地の評価額が異なっております。議員ご指摘のとおり、実は差がございます。先ほど杉本厚生経済常任委員長報告にもございましたように、施設ごとにご理解をいただいた上で土地の貸付料も含めまして、今、経営計画を立てていただいております。経営的には、特に現段階では問題がないということから、市の補助金等は今考えてございません。

また、定員の少ない施設につきましては、国の公定価格、こちらの方が段階的に高く設定されております。この点からも、経営面での問題は生じないというふうに考えております。しかしながら、今後、少子化の影響等もございます。定員割れのおそれということもあるわけでございますけれども、そういうことが生じてきた場合には、公立の施設の入園児童数ですね、こちらの方で調整いたしまして、私立の施設の経営の安定化を図って参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 建物は無償で譲渡ということですが、譲渡してもですね、近いうちに建てかえが必要と、そういうところはないんでしょうか。そして、建てかえとなると相当な費用が発生すると思いますが、そのことについて、市としてどういうふうに考えておられるのか伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市民福祉部長、坂東雅実君。

市民福祉部長(坂東雅実君) 確かに、議員ご指摘のとおり、あわら市内の幼児園につきまして、1カ所、固有名詞を出させていただきますけれども、本荘幼児園でございますけれども、こちらの方は何年前かから改修工事、いろいろやってございますけれども、一昨年から、この辺は数年計画で建てかえが必要になってこようかというところも実はございます。それにつきましては、民間となった場合、私立となった場合でも、今現在、市役所の近くで市姫こども園を建設中でございますけれども、これら国の補助等々を受けて建てかえというようなことも、今後早い時期に決断すべきかなというふうに思っております。ただ、あわら市内の公設民営につきましては、一昨年来、修繕工事等々も行っておりますので、当面のところは大丈夫かなというふうに考えております。そういう意味でも、国の補助を受けて整備しや

すくなるということもございますので、今後そういう事態が生じましてから、また議会とも相談させていただきながら検討して参りたいというふうに考えておりますので、お願いをいたします。

議長（笹原幸信君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） これをもって質疑を終結いたします。

議長（笹原幸信君） ただいま議題となっております議案第84号から議案第88号までの5議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

---

#### 陳情第1号の上程・委員会付託

議長（笹原幸信君） 日程第35、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題とします。

陳情第1号については、お手元に配布してあります付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

---

#### 散会の宣言

議長（笹原幸信君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、9月8日は午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午後0時16分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成26年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

## 第73回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成26年9月8日(月)

午前9時30分開議

### 1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

---

出席議員（17名）

1番	山本篤	2番	平野時夫
3番	毛利純雄	4番	吉田太一
5番	森之嗣	6番	杉本隆洋
7番	山田重喜	8番	三上薫
9番	八木秀雄	10番	笹原幸信
11番	山川知一郎	12番	北島登
14番	坪田正武	15番	卯目ひろみ
16番	山川豊	17番	東川継央
18番	杉田剛		

欠席議員（1名）

13番 向山信博

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	嶋屋昭則
財政部長	佐藤雅美	市民福祉部長	坂東雅実
経済産業部長	城戸橋政雄	土木部長	堀江与史朗
教育部長	道官吉一	会計管理者	藤田秀樹
市民福祉部理事	塚田倫一	土木部理事	中村勝久
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	志田尚一	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（笹原幸信君） おはようございます。本日は、たくさんの傍聴の方がおいでをいただきまして誠にありがとうございます。傍聴の方が多いと、議員も張り切って一般質問をしたいと思いますので、本当にありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

議長（笹原幸信君） 本日の出席議員数は、17名であります。

向山信博君は、欠席の届け出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（笹原幸信君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時29分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（笹原幸信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、山本 篤君、2番、平野時夫君の両名を指名します。

---

### 一般質問

議長（笹原幸信君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（笹原幸信君） 一般質問は通告順に従い、4番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 4番、吉田太一君。

4番（吉田太一君） 通告順に従い、4番、吉田、一般質問をいたします。

先日、6日土曜日、北潟湖畔観月の夕べ、今年は三国花火とバッティングをし、来場者数が減少すると危惧されておりましたが、関係各位の努力のたまものでしょうか、小雨にもかかわらず、約2万人の観客が集まったと聞いております。また、開会式には西川知事をはじめ、山本衆議院議員、そのほか多くの来賓の方がご出席をされたと聞いております。これはひとえに市長の人徳のおかげとっております。

それでは、一般質問に移らせていただきます。今回の私の一般質問は、二つ、あわら市の災害に対する対応についてと日本海側の大規模地震による津波対策について質問をいたします。

まず最初に、あわら市の防災に対する対応についてお尋ねします。

8月20日に発生した広島のと砂災害で、多くの方が被害に遭われました。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

近年、地球温暖化による異常気象で局地的集中豪雨による被害が全国的に発生しています。幸い、あわら市においては大きな災害は出ていませんが、これから起こ

る可能性はあると思います。

そこでお伺いをいたします。広島で起きた土砂災害の危険性がある、あわら市内の箇所はどれくらいありますか。土砂災害特別警戒区域・警戒区域、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンはどれくらいありますか。

また、土砂災害防止法第7条3項に市町村地域防災計画に基づいて、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報伝達、土砂災害のおそれがある場合の避難地に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他、必要な措置を講じると記載されています。あわら市が配布したハザードマップに記載されていますか。

特別区域では、建築物の構造規制がありますが、この構造規制にかかる住宅は何軒ありますか。また、構造規制にかかる住宅に移転等の勧告を出していますか。広島土砂災害では、避難勧告の遅れなどがテレビ等で放送されていました。この避難勧告はどの時点で出すと考えていますか。私は行政の知らせる努力と住民の知る努力で、土砂災害による人的被害をゼロに近づけると 생각합니다。

また、災害は土砂災害だけでなく、水の災害もあります。高塚地区の黒谷川の氾濫が毎回起こっています。8月26日の雨でも氾濫を起こしています。このことについて、市として何か対策を考えておられますか、お答えください。

以上、1回目の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長（堀江与史朗君） それでは、吉田議員のご質問にお答えします。

土砂災害から住民の生命を守るため、災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを目的とした土砂災害防止法が平成13年4月に施行されております。これを受け、福井県では平成18年度にあわら市内の基礎調査を実施しています。その後、平成18年度から23年度にかけて、順次その調査結果を地域住民に説明しながら、土砂災害警戒区域等を指定してきました。

土砂災害の種類には急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりがあります。なお、本市における土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンは急傾斜地の崩壊区域が187カ所、土石流区域が40カ所の合計227カ所となっております。また、地すべり区域につきましては、指定はございません。また、この警戒区域内にある土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございますが、急傾斜地の崩壊区域が182カ所、土石流区域が35カ所の合計217カ所が指定されています。

次に、特別警戒区域の市民への周知についてでございますが、市では警戒区域内の住民に対し、土砂災害区域の説明会を実施した際に、土砂災害ハザードマップを配布しております。そのハザードマップに記載している内容でございますが、航空写真上に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を表示し、あわせて最寄りの拠点避難場所までこれらの警戒区域を通らない避難ルートを表示しております。ま

た、裏面ですけども、土砂災害の種類や土砂災害に関する日常の心得、また土砂災害警戒避難時の情報の伝達経路の確認等について記載しております。

次に、土砂災害特別警戒区域内には、155戸の建物がございます。これらの建築物に対する構造の規制に関しては、この特別警戒区域内で新たに居室等を有する建築物の新築、または増改築を行う場合に、土砂の侵入を防ぐ措置を講ずるなどの規制をかけるものであります。したがって、既存の建物について同様の措置を講ずるよう求めるものではありません。また、移転勧告は災害の発生に伴い、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物に対して、県が移転等の勧告を行うものでございます。市内では、これまで移転等の勧告がされた実績はありません。

次に、土砂災害にかかる避難勧告等につきましては、本年6月に国から示された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、本市においても「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を定め、発令判断基準を明記しています。避難勧告については、次の三つの場合に発令することとしております。一つ目は、土砂災害警戒情報が発表された場合、二つ目は土砂災害の大雨警報が発表され、かつ福井県土砂災害危険度情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合、三つ目は土砂災害の大雨警報が発表されている状況で記録的短時間情報が発表された場合であります。ただし、その判断に当たっては、情報を発表した気象庁などの関係機関との相互の情報交換や土砂災害警戒情報の危険度判定など、広域的な状況把握あるいは土砂災害の前兆現象など、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮することとしております。

なお、特に近年においては、ゲリラ豪雨という言葉にも代表されるような局地的な降雨による被害が増大していることもあり、4月から県においても各自治体の首長が適切に避難勧告等を発令できるよう直接情報を伝達する、いわゆるホットラインの運用を始めております。

最後に、高塚区を流れる普通河川、黒谷川の氾濫についてでございますが、さきにも述べましたが、当区においても、ゲリラ豪雨による急激な増水に耐え切れず、河川の氾濫が起きています。これまでも一般県道、水口牛ノ谷線の下を流下する断面を広げるなど、局所的な改良を行ってまいりました。今後、河川の流域や流下経路を十分に調査し、一連区間の氾濫対策を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 4番、吉田太一君。

4番(吉田太一君) 土石流区域のレッドゾーンに住宅は155の建物があると答弁されました。県が移転等の勧告も出していないということは、私が考えるほど危険がないということだと思います。

先ほど新築または増改築を行う場合に、土砂の侵入を防ぐ措置を講ずる規制をかけるものと答弁されましたが、既存の建物で土砂の侵入を防ぐ措置を行った場合、

市とか県とか国とかなどの補助はありますか。答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) お答えします。

既存の建物に対して、土砂の侵入を防ぐ措置を行っても補助はございません。土砂災害特別警戒区域から安全な区域へ移転した場合に国の支援制度はございます。その内容といたしましては、県が指定した土砂災害特別警戒区域内にある既存不適合住宅の移転を行うものに対して、住宅の除去に要する費用の一部や住宅の建設あるいは土地の購入に当たり、金融機関から借りた利息に相当する額の一部を補助するというものであります。よろしくをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 4番、吉田太一君。

4番(吉田太一君) わかりました。

続いてですが、避難勧告についてですが、土砂災害及び大雨の場合、あわら市は防災無線を使っていると思うんですけども、大変聞こえにくいと思いますが、こういった場合、どういうふうな対処をしますか、お答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) お答えいたします。

強風や豪雨の際には、防災行政無線はその風や雨の音などに放送がかき消されると。そのために聞き取りにくくなることはあり得るものと考えてございます。そのような場合に備えまして、市では防災メールや災害情報テレホンサービスなどによりまして、防災行政無線の放送内容を提供できるような体制を整えております。

また、防災メールは市民の皆様へ配信の登録をさせていただかなければ情報が届かないということから、避難勧告等の発令の際には防災メールの登録がない方にも情報が届くよう、携帯電話の主要な事業者3社と緊急速報メール等の契約をいたしております。あわら市内にある携帯電話に対しまして一斉に情報を配信する体制も整えております。

なお、避難勧告等の発令の際には、当然ではありますが、市の広報車などによりまして、区域を巡回広報して情報の伝達も行うこととなります。いずれの方法によりましても、それだけでは市民の方全員にですね、情報を伝達するというものではございませんので、災害の情報の取得に当たりましては、複数の取得手段を確保していただきますよう、今後も市民の皆様方へお願いをして参りたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 4番、吉田太一君。

4番(吉田太一君) 部長、防災メールの登録者数は何名ほどかわかりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)



議長（笹原幸信君） 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長（嶋屋昭則君） お答えをいたします。

防災メールの登録者数につきましては、9月1日現在では約1,200名となっておりまして、さらに市民の皆様方をお願いを申し上げまして、登録を今後もお願ひして参りたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 4番、吉田太一君。

4番（吉田太一君） 市民の皆さんに登録を推奨するのはもちろん、土砂災害警戒区域の住民の皆さんには特に登録をしてもらえるよう努力をしてください。あわら市は防災無線の整備及び防災メールなど、市民の安全を守るために取り組まれております。また、今年度は専門家を採用し、安全対策室を新設いたしました。あつてはならない災害に、あわら市は取り組まれていることは、私は評価すべきだと思います。安全対策室避難マニュアル等をしっかりと作成し、訓練及び市民に周知していただきたい。しっかりとやっているとは思いますが、現在、安全対策室の動きが市民の皆さんには余り見えていないと思います。遠慮は要らないと思います。目立つ仕事をしてください。防災関係の仕事は、災害があったときしか注目されません。目に見えるということは、市民に周知されていくことだと思います。あわら市民の安全を守るためにも、安全対策室には防災マニュアルの作成や市民への指導に更なる努力を希望します。

また、高塚地区、特に黒谷川沿いの住民の皆様のことを考えると、雨が降るたびに心配をしていると思います。地形の問題等はあると思いますが、高塚地区の住民の皆さんと話をしながら、氾濫対策をしっかりと考えていただきたいと思います。

続きまして、2問目の質問に移ります。

8月26日に日本海側の大規模地震に関する調査検討会が津波の高さ、到達時間等が発表されました。あわら市においては、平地で最大2.7m、海岸線では3m、到達時間は6分と発表されました。考えられるのは、波松地区、吉崎地区となりますが、被害予想はどの程度になると考えておられますか。また、今回、政府発表を受けて、改めて津波対策は考えられておりますか。1回目の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長（嶋屋昭則君） お答えいたします。

福井県においては、津波による浸水想定の設定を早急に行う必要があると、このことから平成23年の津波防災地域づくりに関する法律の成立に伴い、独自に諮問機関を設置し、平成24年9月に津波浸水想定の設定を行っております。また、あわら市はこれに基づき、従前の津波避難対応マニュアルを改訂し、現在に至っております。

今回、議員ご承知のとおり、国土交通省は先月8月26日に日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書を公表いたしました。この報告書では、断層ごと

に津波高の概略計算を実施し、あわら市については最大津波高で3mと示されております。これに対し、福井県の計算では日本海沿岸の北潟付近で最大津波高5.46mとされており、福井県の想定が国の概略計算を上回っております。したがって、あわら市における津波高は従来どおり、福井県の最大津波高に基づいて問題はないと考えております。すなわち、浸水深としては、吉崎1丁目付近で2m未満となるものと考えてございます。

なお、今後、福井県は津波防災地域づくりに関する法律に基づきまして、今回の国土交通省の報告を踏まえて、必要があれば、より詳細な浸水想定の設定をすることになりますが、現在は関係部署間で協議、検討中とのことであります。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

今回の国土交通省の報告書の想定が、これまで前提としてきた想定を超えるものではなく、緊急にマニュアル等の改定を要するものとは認識いたしておりません。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、この報告書を踏まえて、福井県がより詳細な浸水想定の設定をすることになり、県の設定に変更があれば、あわせて市のマニュアル等も改定をして参りたいと考えてございます。いずれにいたしましても、津波の対策としては危険地域からの一刻も早い避難が最も有効なことでありますので、避難に万全を期すなど、地域住民への周知に重点を置き、国及び県と連携し、津波防災に努めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 4番、吉田太一君。

4番(吉田太一君) しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

今回の一般質問は現実には起こってはならないこと、したがって非現実的に思われますが、日本国内で現実的に起きている災害です。いつ、あわら市に起こるかもしれません。何かあってからでは取り返しがつきません。防災、市民の安心、安全を守るのも市長の務めだと思っております。引き続き防災の方もしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長(笹原幸信君) 吉田議員より、早退の届け出が出ておりますので、これを許可します。

したがって、議員出席数は16名となります。

---

平野時夫君

議長(笹原幸信君) 続きまして、通告順に従い、2番、平野時夫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 2番、平野時夫君。

2番(平野時夫君) 通告順に従いまして、2番、平野、一般質問をさせていただきます。

小中学校のエアコン導入に関して質問をいたします。

今回、9月補正予算において中学校空調設備設計業務委託料280万円が計上されました。来年度において整備を行うことになるとと思いますが、整備後のランニングコストについて伺います。

ところで、この空調設備の方式には主に三つありますが、うち二つ目の方式のみ簡潔に説明いたします。一つ目はGHP都市ガス方式、二つ目はGHP・LPG方式、三つ目はEHP電気空調方式です。その中で、坂井市市街地の4校には二つ目のGHP、すなわち(ガスヒートポンプ)LPG方式を採用し、導入することとなりますが、これは災害対応型バルクシステムと呼ばれるものです。バルク貯蔵、いわゆるLPガス貯蔵タンクと供給設備であるガスメーターとホースや圧力調整器などに加えて、消費設備である煮炊き釜やコンロ、それから暖房器具や発電機などとセットしたものであります。大規模災害によってライフラインが寸断された状況においても、LPガスによるエネルギー供給を安全かつ迅速に行うことを目的として開発されたシステムであります。

東日本大震災では、震災発生後、約3週間で大半の復旧が完了し、LPガスの供給を継続することができたそうであります。LPガス自動車の燃料補給は確保でき、人員、物流輸送の両面で大いに活躍したというすぐれものであります。災害時での強さは実証されており、地域住民を守る重要な役割を果たすものと確信いたします。

長浜市立北中学校での過去13年間の積み上げランニングコストの比較データによっても、GHP・LPG方式は、EHP電気空調方式の半分以下強のコストで済むことが明らかになっており、総合評価も優位にあります。また、設備導入の際の設備費と設置工事費の経費は国からの補助金制度で活用することができます。そこで、私は中学校の空調設備はランニングコストを考慮して導入すべきだと考えますが、市の考え方について伺います。

次に、小学校の空調設備についてであります。近年、夏の異常な暑さが列島各地で頻発しております。未来の宝である子供たちが安全で安心して、しかも健康で学校生活を送れることが最も大事であります。したがって、現在のあわら市における教育環境の状況を見たときに、私は学習環境の向上、改善をより一層図らなければならない時期に来ていると考えます。そのことを踏まえた上で、是非とも来年夏までに本市小学校全ての普通、特別教室にエアコンを設置することを強く要請いたします。既にお隣坂井市内19の小学校の普通教室には、来年夏までにはエアコン設備を全て整備完了すると聞いております。伺いいたします。市長は、当あわら市における小学校へのエアコン設置の件についてはどのように考えておられるか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 教育部長、道官吉一君。

教育部長(道官吉一君) 平野議員のご質問にお答えをいたします。

中学校の空調設備の導入につきましては、今回の補正予算におきまして実施設計

委託業務の経費を計上いたしております。空調設備の熱源には、大きく分けてガスヒートポンプ方式と電気ヒートポンプ方式がございます。一般的に、ガスヒートポンプ方式のメリットは議員がご説明されたとおり、その節電効果や災害時における炊き出しなどのエネルギーとして利用できることが挙げられます。一方、デメリットは、電気方式に比べてランニングコストは安いものの、イニシャルコストが割高になると言われております。また、電気方式のメリットは、ガス方式に比べますとランニングコストが割高になると想定されますが、イニシャルコストが割安であることや定期点検が不要であることなどが挙げられます。中学校空調設備の熱源の採用につきましては、これらの要素を総合的に検討いたしまして判断したというふうに考えております。

次に、小学校の空調設備導入についてお答えいたします。

今年は季節外れの台風や局地的なゲリラ豪雨、猛暑などの例年以上に異常気象が続き、各地で災害も発生をいたしております。本市におきましても、7月には30度を超える日が続く、各学校では子供たちの健康状況に配慮しながらの教育活動が行われ、小学校においても空調設備の必要性を認識いたしております。しかしながら、現在、教育委員会では小学校の適正規模・適正配置を進めていることから、これらの進捗状況を見ながら、空調設備の設置について検討して参りたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 2番、平野時夫君。

2番(平野時夫君) 公共の施設に関しては、指定避難場所になるわけですが、先ほども吉田議員が質問されていたように、いつ何とき大規模災害が降りかかってくるかわからない時代にあります。その中で起きてはならないですけども、そういった備えというのは、公共の施設に関しては備えあれば憂いなしということで、やっぱり緊急時に際しての指定避難場所に関しては、特にしっかりとした対応ができるよう、命を守るという観点から是非とも前向きに対応できるシステムを検討していただきたいと思っております。

それと、異常気象による猛暑が今年もありまして、本当に熱中症また死亡事故等、数多く本当に全国各地で発生しております。本当に大変な酷暑の中で子供たちは勉強されています。私たちの時代と比較すると、かなり気温が上がっておりますし、先日も中学校の体育祭の開会式に出席させていただきましたけども、しばらく立っているだけでも、本当に日差しの強い厳しい状況の中で、または教室は温度がかなり上がります。そういった中で、本当にその時代としても空調の設備は必然的に導入していただきたいと念願するものであります。

それでは、市営住宅の施策について、引き続き質問させていただきます。

本市内の各所には市営の住宅団地がございますが、私は所得の低い方々に対する住宅施策は今後とも極めて重要であると考えています。現在、あわら市として管理している住宅の数は347戸を有しているわけですが、そのうち既に用途廃止が決

まっている、災害、二面、国影、馬場、稲越、新と合計で66棟あります。それぞれの区には、ご承知のとおり、築半世紀近くにもなろうかと思われる経年劣化の激しい平屋木造建ての住宅団地を抱えております。特に災害、国影、稲越（木造）は1棟2軒長屋になっており、1棟2軒の退去者が出れば、順次取り壊していくようになっています。現在、どちらか1軒だけ住んでいる歯抜け状態の棟が多く存在しております。当然、集約化も不可能な状況であり、放置されたままになってしまいます。放置後の空き部屋は見るも無残な様相となります。

ところで、長年入居者が退去できないでいる最大の理由は何かということ、それぞれ事情はあるにせよ、何といっても家賃が安いということに尽きることは明らかです。そして、申すまでもなく、耐震構造物として対象外である公営住宅の危険度は増す一方であります。また、住環境の悪化に伴うごみの問題、植え込みや雑草、害虫の発生など、安全面や衛生面、そして景観上、このままいつまでも放っておくわけにはいきません。近年、気象変動による災害も頻発しており、たとえ平屋とはいえ、かなりもろくなっております。常に不安と危険にさらされていると言えます。

行政としても、今生活されている住民の方々たちには、1日でも早く安全な住まいへの移転を希望するところであります。これまでに耐震、耐火あるいは準耐火構造の市営住宅に入居移転を促したり、市の広報紙で入居希望者の募集をしてきております。しかし、現状のままでは、この先、移転完了までの道のりは延々と続きそうであります。

そこで市長に伺います。初めに、現在このような危険度の高い住宅や住民に対して、何らかの安全対策を講じる考えは持っておられるでしょうか。次に、今後新たに市営住宅を整備する考えはお持ちかどうかということであります。

そして、最後の質問ですが、現在の住宅用地は賃貸借契約の土地であります。現段階では、先の見通しが立たない状況ではありますが、用途廃止が完了した後は、当然、地権者との交渉に入ることになるかと思えます。そこで、その土地の扱いについてはどのように考えておられるのか。また、公の施設として活用する考えはあるのかお伺いします。

以上、非常に難しい課題ではありますが、何らかの方針を示していただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長（堀江与史朗君） それではお答えします。

まず、市営住宅の安全対策についてでございますが、議員ご指摘のとおり、既存の木造住宅は全てが築40年以上を経過しており、年々老朽化が進んでおります。このような耐用年数を大幅に超えた住宅に対し、耐震、耐火などの施設改善の観点からの安全対策を講ずることは費用対効果の面からも控えている状況であります。このため、これらの住宅に入居している方に対しては、以前から近隣の鉄筋の市営住宅に空き室が生じた際には政策的に転居を進めており、転居または退去された後

は新たな入居募集は行わず、1棟全体が空き家になった段階で取り壊しを行っております。しかしながら、家賃が大幅に上がることもあり、なかなか決断をいただけないのが現状であります。転居に伴う家賃の増加を緩和する制度もありますので、丁寧に説明しながら、今後も継続して転居の案内を進めて参りたいと考えております。

次に、今後の市営住宅の整備についてお答えします。

近年、あわら市内には民間のアパートが数多く建築されており、住宅の供給過多の状態にあると考えております。このため、民間のアパート経営等にも配慮し、現時点では新たな市営住宅を整備する計画はありません。最終的には、金津地区の鉄筋住宅6棟136戸と芦原地区の田中々団地の48戸に集約をするため、今後も住宅の長寿命化計画に基づき、内部改修を計画的に進めていく予定であります。

最後に、用途廃止完了後の土地の扱いについてお答えをします。

市といたしましては、地権者への返還を原則としていますが、土地の利用状況が団地ごとに異なっているため、画一的な対応がとれないことがあります。したがって、住宅の用途廃止の目途がおおむね立った段階で、土地の所有者を含めた関係者の方々と用途廃止後の土地の取り扱いについて、その都度協議をして参りたいと考えております。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 2番、平野時夫君。

2番(平野時夫君) 安全面という観点からなんですけども、本当に災害が頻発している中で、住宅の安全もあんまりのんびりと構えていられないというか、そういう時期に差しかかっていると思います。屋根また壁また外壁また床、本当に状況的にはかなり厳しい中での生活を強いられておるわけなんですけども、そこに住む方の住み方というか、生活のあり方にも大きく左右しているわけなんですけども、本当にごみ屋敷のような状況で住まわれている方、またきれいに少しずつ傷んだところは自前で直しながらとか、という中で生活している方、さまざまなんですけども、いずれにしても、風雨または地震、またそういった中での災害に備えるということはやっぱり大事なことだと思います。修繕が必要な状況になったときには、速やかに迅速に対応を行っていただきたいと思っております。

また、用途廃止後のストックの数が184戸となると思いますが、今後そういう安い家賃で住める、そういう制度があるということをお答えいただきましたけれども、数を増やすというお考えは、ないということによろしいわけですかね、お聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) それではお答えします。

修繕が発生した場合なんですけども、本年度においても所要の修繕費を計上しております。今後も雨漏りの補修や安全面にかかる補修・修繕につきましては、なるべく

迅速に対応させていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、用途廃止後のストック戸数の件でございます。

最終的には、先ほど答弁させていただきましたけども、目標は184戸でございますが、ここまでに至る道のりはなかなかかかると考えております。また、現在のこれらの住宅の家賃も民間住宅と比較しますと、かなり安価であると思っております。場合によっては、若干、今後個数につきましては修正があるかもしれませんが、現在の考え方は先ほど答弁したとおりでございますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 2番、平野時夫君。

2番(平野時夫君) 先ほどの小中学校の空調設備の導入、またこの住宅問題にしても、とにかく市民の安心安全、また命を守るという観点でありますので、しっかりと今後とも取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

---

山本 篤君

議長(笹原幸信君) 続きまして、通告順に従い、1番、山本 篤君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 1番、山本 篤君。

1番(山本 篤君) 通告順に従いまして、1番、山本 篤、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、小学校の適正規模・適正配置についてお伺いいたします。

現在、教育委員会が主導で小学校の適正規模・適正配置を推し進められております。その基本となりますものは、昨年9月26日に提出されました、あわら市学校教育検討委員会によります小学校の適正規模・適正配置の答申であると思われまます。最初に、この答申の内容についてご質問いたします。

この検討委員会は、昨年の6月20日に8名の委員によって構成され、9月までわずか3カ月の間で答申を出されました。委員会開催回数はわずか3回であります。当然、市内各小学校の視察をしたり、教師や児童、保護者等のヒアリングも行わなければいけないと思われまます。そこにはこの内容が掲載されておられません。また、あわら市の学校適正規模については、クラス替えが可能となる複数学級が必要であると断言されております。これは単に国の指針を書き連ねただけで、あわら市の現状にはそぐわないとしか思われまません。本当にこのあわら市の現状を踏まえて、この答申を出されたのでしょうか。この検討委員会の性質及び会議の内容などについてご説明していただきたいと思います。

次に、この答申のまとめには、「保護者や地域の理解と協力、市の財政措置等々の課題が生じると予想されるが、少なくとも複式学級が解消される程度の学校規模にすべき」と書いてあります。それに基づいて、現在該当する小学校への説明会や地

区住民への説明会等を開催しておりますが、その参加者の反応、意見などはどうなっているかお聞きしたいと思います。そして、複式学級が生じていると何がいけないのかもご説明をお願いいたします。今回、複式学級解消のために統合を行ったとしても、この先、また複式学級が生じる不安もあります。10年先、20年先のあわら市を見据えてしっかりとした教育行政の指針作成が必要であり、その場しのぎの対応としか考えられません。そして、また各地区の説明会が最初から「統合ありき」で意見集約を行っているとの声も聞きます。小学校の統合問題は歴史的背景もあり、簡単に答えの出るようなものではないと思います。複式学級の存在する地域では、過疎化と高齢化が進み、10年先、20年先に不安を抱える地域ばかりです。統廃合は地域の問題です。最もよい教育環境はどうあるべきかという子供たちの教育や生活にとってはもちろんですが、歴史や文化を支えてきた地区住民には、本当に未来への希望を絶たれるような問題だけに、慎重な検討が必要だと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

平成18年に教育基本法が改正され、「学校、家庭及び地域住民、その他の関係者は教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」条文が新設されました。特に小学生においては、家庭、学校、地域の連携が不可欠であるということです。それを受けて、あわら市の各小学校に地域学校協議会というものが設置され、保護者や地域住民のさまざまな意見を的確に反映させ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められております。いわゆるコミュニティ・スクールの必要性が問われているのだと思います。

歴史と文化の違う小学校の統合には、この面でも下準備が必要であり、地域間交流を進め、他地区から来た子供たちが異邦人的な立場をとらないような対応も必要となってきます。そう考えると、いきなり統合を問うのではなく、いま一度、地域性を鑑みた観点から教育の現場を研究し議論し、あわら市として特徴ある教育を押し進められるような地域環境を構築していくことが必要となります。

文部省が昭和48年9月27日、各都道府県教育委員会教育長宛てに「公立小・中学校の統合について」の通達を出しておりますが、その中にこのようなものがあります。「学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上、著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模校として存置し、充実する方が望ましい場合もあることに留意すること」とあります。細かい点、まだ3点もございしますが、時間の問題もありますので、そこはカットさせていただきますが、こういう地域にとって学校問題はとてもデリケートな問題であります。現在、教育委員会サイドだけで進めておりますが、行政もしっかりかかわって進めていく問題と思っておりますが、いかがお考えでしょうか。教育長のお考えをお願いいたします。



(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 山本議員の質問にお答えいたします。

市教育委員会では、平成24年3月に教育基本法第17条に基づき、あわら市教育振興基本計画を策定いたしました。今回の小学校の適正規模・適正配置については小学校の小規模化が進む中で、この基本計画により教育環境の充実に対する課題解決のため、学識経験者、地域の代表、保護者、学校関係者からなる、あわら市学校教育検討委員会を設置し、意見を求めたものであります。会議の内容については、学校は地域のシンボリック的存在であります。学習面や生活面、学校運営面においてさまざまな課題が発生する状況の中、よりよい教育環境の整備と学校教育の充実についてなど、あわら市の現状を踏まえた検討を重ね、答申をいただいたものであります。

2点目の質問にお答えします。

各校区での説明会は、学校の小規模化にかかわる課題等についてはおおむねご理解をいただいております。課題解決のために早く統合を進めるべきであるというご意見をいただく一方、今までも少人数であったので、これからも問題はない、あるいは地域のコミュニティに対する不安などのご意見もいただいております。

なお、複式学級のデメリットの関するお尋ねですが、本来、小学校では1学級の人数が20名から35名で、1学年に2学級以上という規模が適正とされていますが、複式学級は2学年合わせて16名以下となったごく少数の場合の学級編成です。確かに生活面を見れば、少人数であれば児童や教職員がお互いにアットホームな雰囲気です。学校生活を送ることができますし、学校活動の中でも活躍する場面も多くあります。しかし、少人数であるがゆえに入学から卒業まで友達関係が広がらず、人間関係につまずいたときには修復が難しく、さらには知らず知らずにお互いの評価の固定化や順番づけがされてしまう可能性もあります。学習面においてはグループ別学習やチームを編成して行う体育学習、複数のパートに分かれての合唱や合奏など、集団があることにより大きな効果が得られる教育活動がたくさんありますが、これらのメリットを享受できない可能性があります。さらに、授業では多様な意見や考え方が出てこないため、先生が補わなければならない場面も出てきています。加えて、複式学級では2学年を同時に指導するわけですから、指導計画、指導方法などでも当然課題があります。これらのことからメリットよりもデメリットの割合が高いと判断されるため、早急に解決を図るべきと考えております。

また、小学校の統合については慎重な検討が必要であるとのご意見でございますが、今ほども答弁させていただいたとおり、複式学級の解消は喫緊の課題であると考えております。今後も保護者や地域の理解が得られるように丁寧な説明を行った上で、平成28年4月の統合を目指しておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の質問にお答えいたします。

地域性を鑑み、特徴ある教育を推進すべきであり、教育委員会だけでなく行政が

しっかりかかわり進める問題であるのご意見でございますが、学校の役割は、この先、さまざまな人びととかかわり、多くの経験を重ねていくことになるであろう子供たちに、学校教育の中で総合的な学力を育み、生きる力を身につけさせていくことであると考えております。また、地域学習については、コミュニティの中心である公民館活動や子供会活動を通して子供たちを育てていくことも重要であると考えております。小学校の統合については、児童数や通学の問題だけではなく、地域の成り立ちなどさまざまな要因が絡む問題ではありますが、子供たちを育てていくという学校本来の役割を第一に考え、子供たちにとって必要な環境を新たに作り出していくという観点で捉えていただきたいと思いますと考えております。いずれにいたしても、今後も地域の皆様との話し合いを大事にしながら進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 1番、山本 篤君。

1番（山本 篤君） 今回の答申、本当に各小学校への視察も行っていないし、保護者へのヒアリングも行っておりません。本当に簡単に扱われている答申だと思います。この答申、本当に教育長の本意からやられたのかどうか、大変疑問でなりません。

平成24年12月議会の吉田議員による一般質問で、小学校統合問題が触れられております。そのときの教育長は、「学校という教育施設であると同時に地域のシンボルとしての性格を有している、十分時間をかけて検討していく課題である」と答弁されております。今回の検討委員会、たった3カ月、3回の開催、それで答申を出す、本当に教育長の思うような答申だったのかが疑問でなりません。

また、教育長は地域の特性を生かしたことが必要ということでございますが、その中で、「いろんな多人数で行うようなスポーツ等は中学校に行ってから、それで経験してもらえば十分である」と、そうおっしゃっています。この答申は、教育長の本心と捉えてよろしいでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） お答えいたします。

市の学校教育検討委員会、小学校はその地域を一つのまとまりある地域として認識するための象徴的な存在であることを忘れてはならない、ということは検討委員会でも言われております。また、私もそのように思っております。学校の小規模化に伴いですね、学習面や生活面、学校面において本当にさまざまな課題が発生する中で我々が一番に考えたことは、子供たちに対するよりよい教育環境の提供、ここに支点を置いて、大前提として進められたものでございます。したがって、それぞれの地域は、それぞれの成り立ちや文化があることは承知しております。あくまでも子供たちに最もよい教育環境はどうあるべきかに重点を置き、議論を重ねたものでございます。ある特定の地域にヒアリングなどを行い、過度に地域性を考慮する

ことは、本来あるべき教育環境の原点を見誤るおそれがあるというふうに考えたところでございます。

それから、学校教育検討委員会が、今回の全てを決定したかのようなご質問でございますが、そうではなく、この答申を受けまして、その後6回の教育委員会の会議において今回の小学校の適正規模・適正配置基本方針を決定したものであるということをおし添えておきます。

また、吉崎校下、話題になっておりますが、小学校の卒業の進路なども地域性を考慮してほしいという意見から、いろいろ統合には否定的なご意見を伺っております。しかし、何度も申し上げますが、先ほどからスポーツや音楽、その他多くの子供たちで参加しなければならない教育活動面で、過小規模と表現させていただきませんが、小規模ではございません。過小規模と表現させていただきます。これが本当によい教育環境であるというふうには私は考えられません。議員も多分そのように思っておられるのではないかと考えております。

また、地域の祭りですね、子供たちがオペレータなどをやっておりますが、本当にすばらしい取り組みだと思っております。本来、これは学校がかかわるのではなく、地域活動として公民館や子供会が主導で行うべきものであるというふうに私は考えております。ちょっと言い過ぎなるかもわかりませんが、学校に頼り過ぎの部分が多過ぎるのではないかとというふうに思っております。もうちょっと子供たちをのびのびと教育活動に携わらせてやりたいというのが本音でございます。子供たちは、ある程度の人数の中でのびのびと切磋琢磨しながら育てほしい、また地域の文化は地域の中で子供から孫へと受け継いでいってもらいたいなあとというふうに思っております。それが今学校コミュニティを主にするという考えから、地域コミュニティを主にやっていただかないと、これからの高齢化社会の中で、あり方が厳しくなるんじゃないかというふうに思っております。今後、子供たちにとってですね、何が一番いいのかということをお地域の皆様と考え、話し合いながら進めていきたいという考えでおりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 1番、山本 篤君。

1番(山本 篤君) 私も複式学級で育った人間でございます。生まれてからずっと小規模校におります。過小規模かもわかりません。けれども、大変選択肢という点では、中学校に行くと変わるものが多くありました。先ほどデメリットの中で、友達関係の幅が広がらない、評価の固定化になる、こんなものは小学校の低学年のうちにはほとんど関係ございません。中学校で十分それを補えるものと私は確信しております。また、コミュニティ・スクールの必要性、これは前々から教育長も議論させていただいておりますが、まずコミュニティ・スクールの構築、これが一番大切でありまして、公民館を中心として行っていく、この考え方については私と教育長はほぼ同じ意見でございました。いま一度、公民館を中心とした地域コミュニティを作成して、その中でコミュニティ・スクールというものを考える、そちらの方

が先で、それから統廃合問題に行くべきだと思います。まず、受け皿づくりをきちっとしていなくて、いきなり統廃合では、それは住民が怒るのも無理はないと思います。金曜日に吉崎地区と浜坂区から抗議文が出されたと思います。そのとき、教育長はどういうおつもりでお受け取りになったのか、お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 私もお二人の区長さんがお見えになり、抗議文をいただき読ませていただきました。確かに地域の方のお気持ちはよくわかりますが、では、この抗議文をいただいたから吉崎地区は、じゃあ、取り下げるかというのは、これはあわら市民に対して大変失礼なことだと私は考えております。教育委員会としては、市全体を考えて提案してございます。また、その提案後にそれぞれの地区とこれから話し合いをしながら進めていくというものでございますので、これが今年4月にどうしても一律に行政主導でやってしまうのか、そんなもんでもないと思います。やはり地域と相談しながらでございますので、それが1年先になるか2年先になるかということも覚悟の上で話を進めさせていただいています。

これはあわら市が、古い話ではございませんが、合併してちょうど10年たちました。今11年目に入っているところでございますが、やはりその途中で中学校問題で選挙をいたしました。中学校の統廃合で選挙するなら、当然小学校の子供たちも減ってきているから、当然考えるべきであろうということでは思っておりましたが、これはできませんでした。やはりある程度あわら市内が落ちついてからということ、いわゆる教育振興基本計画を策定した中でそういう方向性が示されたものでございますので、それに従って粛々と話を進めさせていただきます。ただ、すぐになるかならないかは、またこれからの話し合いの問題でございます。

ただ、この話を出さないでおくということは、若い保護者の方に対して大変失礼だと思います。内心、自分の子供はもうちょっとたくさんいるところで勉強させたいというふうに思っている、なかなか地域性があるので発言しにくいと。また、おじいちゃん、おばあちゃんに対して大変失礼やということ言い出しにくいということがあると思います。教育委員会はこれらのお父さん、お母さんの考えも考慮して、どこかで波紋を投げかけるという行動に移らせていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 1番、山本 篤君。

1番(山本 篤君) 本当に大きな波紋を投げかけられました。実際、その説明会に立ち会われた教育部長はどう思われたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 教育部長、道官吉一君。

教育部長(道官吉一君) お答えいたします。

去る8月31日、日曜日でございますが、吉崎小学校の校区の説明会をさせてい

ただきました。当日は59名のご参加をいただきまして説明会をさせていただいたわけですが、その中でやはり意見あるいは要望、それからご指摘というようなことで頂戴したわけですが、やはり何点か「統合ありきのお話なのか」とか、あるいは今後、今、教育長が言いましたように、「検討の余地があるのか」とか、それから議員も申されました一般的なメリットあるいはデメリットではなくで、すね、「ここの学校の実態について考慮してほしい」、あるいは「小学校卒業後の中学校、高等学校への進学についての説明もしてほしい」等々が挙げられまして、約2時間、我々説明者と皆様方との意見のやりとりを行ったものでございます。

先ほども教育長のお話もございましたとおりですね、今後、今の吉崎小学校の校区につきましてはですね、やはり地域の特性なんかもあるかと思いますが、その分、十分いろいろ協議をさせていただきながらですね、今後さらに説明を進めさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 1番、山本 篤君。

1番（山本 篤君） この間の説明会は私も参加させていただきました。やはり小学校のPTAにですね、平成28年4月から行いたいという期限を切ったの説明というのは、やはりいかなものかと思われまして。PTAで説明会を行っておりますが、この期限を切った説明会ではございませんでした。なぜ、この住民説明会の前にPTAの保護者を中心にですね、この期間を限定したことを説明しなかったのか、その点をお伺いしたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 教育部長、道官吉一君。

教育部長（道官吉一君） お答えをいたします。

1月の時点で、PTAの役員さん方にご説明させていただいたときには、確かに議員おっしゃるとおり、28年4月1日というふうな期日は、設定等につきましてですね、ご説明しておりません。その後、各地区の方へ説明会に参りましたときに、それぞれの地区からですね、いわゆる市の教育委員会としていつごろを目指しているのかというふうなお話がございまして、市教委の方でいろいろ協議をいたしまして、28年4月1日というふうな日にちをですね、設定をさせていただきまして、あくまでもこれは目指しているということでございますし、なおかつ地元の校区内のPTAあるいは区長会等々のご理解を得られるならば、ということでご説明をさせていただいたものでございます。1月、それから年度が変わりまして、そういうことでこちらからは、以前1月のPTAの方にその旨をお伝えしていなかったということはおわび申し上げたいというふうに思っておりますが、これまでの経過につきましては、そういうことでございます。

また、6月の定例の議会の折につきまして、期日の指定をしたというふうなことで、各議員さんにも委員会あるいは全員協議会の方でご説明をさせていただきましたものでございますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 1番、山本 篤君。

1番(山本 篤君) 全協で説明を受けました。しかし、やはり一番大事なのは保護者の理解だと思います。自分の子供に来年から学校変わるよと言う親の気持ちを考えていただきたかったと思います。非常に残念でなりません。本当にこの教育問題、難しいです。時間をかけるべきだと思います。

先般の説明会、教育総務課長が大変いろいろ説明をなさっておりましたが、どう考えても、行政での一方的な押しつけというような説明会であったと思います。暴拳とさえ捉えかねない。職員の横柄な態度で、余計ヒートアップしたことは教育部長もよくご存じだと思います。孤軍奮闘で荷が重たい、私個人的にもつき合いがありますので、大変かわいそうな思いにもなりました。それだけナイーブな問題だということを知りながら、もう少し下準備をしながら慎重に行うべきだったと、そう思います。

これからまだ期限にはこだわらないという教育長の答弁で、比較的、安堵はしておりますが、やはり吉崎地区の現状を考えますと非常に難しい。私も親になりました、親になったときに一番最初に考えることは、小学校、ずっとこの子が卒業するまであるかなということでございます。そうやって吉崎地区はずっと過ごして参りました。選択肢もたくさんございます。中学校の選択肢、私がPTA会長のときに金津中学校容認をしました。親が行きたいということであれば構いませんよと、それは地区で強制されるものではありません。親の判断に任せますということです。ただ、子供の心境からいたしますと、昨日まで一緒だった子供が違う学校に行ってしまう。やはりこれはいかがなものかと思いました。そういう経験をしながら、今の吉崎小学校がアットホームな環境をつくり出しております。まだまだあれもやった方がいい、これもやった方がいいという私の考えはございますが、これは公民館活動の中でコミュニティ・スクールというものをきちっと確立してやるべきだと今でも信じております。

余りこの話を出したくはなかったんですけど、市長は過去、吉崎地区の総会で児童が1人になっても残すとお話になっております。そのお言葉は、加賀市との懇談会等でもお使いになっておりました。加賀市の教育委員会でも、その言葉を引用されております。そのお考えに間違いはないのかをお聞きしたいと思っております。また過疎化、高齢化の問題を考えますと、吉崎地区だけではなく、ほかの地区に対しても、この答申に対しての教育委員会だけの対応でうまくいくものなんでしょうか。全く私は不適切だと思います。高齢者からは、「住民が児童・生徒から活力をもらっている」、そう高齢者が述べております。全くそのとおりでございます。

昨日の吉崎小学校の運動会も自分の孫や子供が出てなくても、たくさんの方が応援に来られます。そして、明るい子供たちの笑顔に心を穏やかにしてお帰りになされるわけです。いま一度、この学校問題について、防災の拠点でもあり避難施設にもなっている小学校のことでございますので、市長部局としてこの問題に取り組む

必要性があると思うのですが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

まずですね、ちょっと先ほど教育長が昔の中学校の統廃合の問題に触れましたので、誤解があるといけませんから、私の方からちょっと答弁をさせていただきますが、もう8年ぐらい前になりますけども、あのときはですね、私は子供の教育的観点から見て、どの程度の規模がいいのかということをおぼろげに忘れているということをおぼろげに主張しておりました。もちろん当時、私は議員であります。あのときもし合併をしていけばですね、福井県で一番か二番のマンモス校になる予定でありました。これは教育的観点からよろしくないであろうということが一つでありました。それから、合併前の話の中で、芦原中学校を建てかえるという約束もあったということも、一つ別の問題としてはありました。それからですね、恐らく財政的にそれはついていけるのかどうかという議論もこれはあったと思います。

いずれにいたしましても、そういう順番で、教育が子供の教育的観点ということをおぼろげに離してはいけないということが、ずっと私たちの主張でありました。これは申し上げるのは、実は嫌なんですけども、そのときに、いわゆる中学校を統合すべきというお考えの議員がたくさんおられました。その方々に対しては、むしろ地元の小学校の統合についてはどうなんですかと、そのことに口を閉ざして中学校の統合についてだけ主張されるというのはいかがかというのが、私たちの主張でありました。

したがって、今回のこともですね、小学校の統廃合につきましてもですね、子供たちの教育的環境上、どれくらいの規模が適切なのかということは絶対離してはいけないというふうにおぼろげに思っておりまして、財政は、私は二番目に考えるべきだと思っております。これは基本的には、教育行政の責任は教育委員会ですから、教育委員会としてのご判断をお聞きして納得できれば、それに協力をしていくというのが私の立場でありまして、それは何ら変わってはおりません。まず、その点を一つご理解いただきたいと思います。

それから、加賀市とのですね、吉崎地区との協議会の中で、小学生が1人でもいたら小学校は維持するんだと私が申し上げたという話、金曜日にも吉崎の区長さんと浜坂の区長さんが来られたときもですね、同じことをおっしゃいましたが、実はちょっと私は申し訳ない、ちょっと苦笑してしまっただけなんですけども、実はこれ、理由がありましてですね、前の前の加賀市の市長さんが、「吉崎の子供が減ってきたから加賀の小学校来なさいよ」と、「入れてあげますよ」と実は言われたんですよ。私に対して、ちょっと嫌な思いをいたしまして、いや、1人でもいたら私はしませんと。それは加賀市に対して言った言葉でありまして、先ほど申し上げているように、子供の教育上、どの程度がベストかということから考えればですね、1人でも残すなんていうことは、私は本心から言うはずはありません。それはちょっとご理解いただきたいと思います。対外的なメッセージであったということは、一応私

も政治家の端くれでありますから、ご理解いただきたいと思ひます。

それとですね、今は最後にいろいろと地域的なこともあるので、いわゆる教育サイドだけではなくて、市長部局としても、もっと積極的に取り組むべきではないかというようなご趣旨の質問であったかと思ひますけども、吉崎小学校をですね、どうするかということは、まだこれからゆっくり地元の方ともよくご相談しながら、教育委員会としても進めていかれると思ひますし、また、そうあるべきだろうと思ひております。やっぱりこれは吉崎だけではないんですけども、他の小規模校の親御さんからですね、直接もう少し子供を妥当な規模の学校で授業を受けさせたいという、これは直接やっぱり聞くこともあるわけなんです。その辺もやっぱり十分考えていただいてですね、地域として将来の子供たちをどういう環境で育てていきたいのかということ、十分これは内部でもですね、議論いただいて、その結果としてまた表現していただきたいなと思ひます。その結果につきましては、市長部局として、また何らかのいろんな施策立案とかですね、応援とかすることは、これは大いにやっていかなきゃいけないと思ひております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 1番、山本 篤君。

1番(山本 篤君) 加賀市の教育制度にまで余り触れたくないんですけども、吉崎が錦城中学校という加賀市大聖寺の中学校に行くようになって、もう40年ぐらいたつんですかね。私が小学校4年生のときからなんで、そのときから言われていることはですね、小学校も加賀市に来てはどうかという、そういうお話でございます。実際、今回の細呂木小学校との統合という問題は細呂木小学校統合だけでなく、選択肢として北潟小学校、それから加賀市の緑丘小学校、この三つが選ばれると思ひます。これはこの先どう進めていくのか。

また、これは教育委員会にいろいろご理解を得るためにお話をしなきゃいけない問題だと思ひますが、同様に波松地区にしても新郷地区にしても、芦原小学校へ行きたいという声も聞いております。この答申によりますと、最初から統合ありきなんですけども、その統合を考える以前にですね、そういった地域性のことを考えますと、こことこことくっつきなさい、こことこことくっつきなさいという、そういうような計画で教育委員会が動くはずではないんですけども、あくまで机の上だけで計算されたものと私はとっております。非常にそこが残念でございます。

これから、どう進めていくのかわかりませんが、変な地域住民とのあつれきは残してはいけないと、そういうふうに文部省からの通達も出ている以上、それをきちんと踏まえて推し進めていただけていただけると信じておりますが、再度お伺いいたします。教育長、小学校教育について一番何が必要かをお教へいただきたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 教育長、寺井靖高君。



教育長（寺井靖高君） 子供たちを健やかに育み、育てること、またその中でたくましく育ててやることに尽きると思います。学力はつけてやらなければなりません、学力重視という余りに、子供たちのいろいろな可能性をつぶすようなことはしてはいけません。いろいろな子供たちの可能性を伸ばすべく、今あわら市が言っております総合的な学力、いろんなことを体験させてその子の可能性を見出してやるということが一番大事であろうと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 1番、山本 篤君。

1番（山本 篤君） おかげさまで私は小規模校、複式学級の卒業生でございますが、たくましく育てていただいております。やはり基本は、私は地域にあると思います。地域が子供を育てるといふ、この方針、私は文科省が出したこの方針は間違っていないと思います。これをより一層早く推し進めていただきたいと願うものであります。非常に言いたいことはたくさんあるんですけども、ほかの質問もございまして、この辺でこの問題については触れないようにしますが、吉崎地区のみならず、学校問題というのは大変複雑な問題でデリケートな問題です。慎重に慎重に推し進めていただきたいと願うものでありますので、それを申し添えておきます。

議長（笹原幸信君） 山本議員、次に移りますか。

1番（山本 篤君） はい。

議長（笹原幸信君） 暫時休憩します。再開は11時15分とします。

（午前11時04分）

---

議長（笹原幸信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 1番、山本 篤君。

1番（山本 篤君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

6月の八木議員の質問にもございましたが、あわら市開湯130周年記念祭についてお伺いしたいと思います。

さきの八木議員のお答えの中で、まだ130周年祭、考えていないということでございますが、実行委員会を10月に結成してというお話でございました。その10月につくられるという実行委員会、もう大体の計画がまとまっていると思いますが、その準備はどうなっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

そしてまた昨年、私、この議会、本当にまだ議員として1年なんですけれども、最初の9月議会に一般質問させていただきました。実行委員会形式をとっているあわら市のイベントがたくさんあります。その準備から実施、そして反省点を見出していく検証、そして改善という点が見られないものが多いのではないかと質問させていただきました。その中で、市長のお答えは事業の企画、運営及び誘客について、イベントの検証及び改善を実行委員会の委員に語りかけ、更なる地域振興と観光振

興につながるように努めて参りますとお答えされました。残念ながら、湯かけまつりを例にとりますが、イベントの検証及び改善への働きかけがなかったのではないかという懸念が残ります。

また、誘客事業の多くは対外的なもので、市民のためのソフト事業と呼べるものは余り見当たりません。つまり、あわら温泉地区だけのために多額の予算を使っているような考えを持っているのは自分だけではないと思います。あわら市、そんなに予算がとれるようなことは、まあ、財政的なものでとれるものではございません。今、一体予算規模、どのような規模で来年の130周年記念を考えておられるのか。そしてまた、あわら市民がメリットのある130周年祭を考えているのかどうか、その点について、市長のお答えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 経済産業部長、城戸橋政雄君。

経済産業部長(城戸橋政雄君) お答えいたします。

ただいま議員からご指摘ありましたように、6月議会でもお答えしてございますけれども、10月を目途に実行委員会を立ち上げ、その中で実施計画案について検討して参りたいと考えております。したがって、現時点では詳細な事業内容は未定といたしております。そのような中での予算規模等についてのご質問でございますけれども、一つの目安といたしましては、平成16年の開湯120周年祭が参考になるものと考えております。この120周年祭は、16年8月に9日間にわたって開催されましたが、実行委員会の決算額は約4,000万円となっております。その財源内訳でございますが、県から交付されました市町村合併特別交付金、約3,200万円を充当した市補助金のほか、800万円近くの寄附金となっております。

このことから、130周年祭の予算規模を仮に4,000万とした場合、合併時のような充当財源もなく、また現在の経済情勢等を考えた場合、800万円という寄附金を得ることも厳しいものと思われま。さらに、120周年祭は合併記念祭の意味合いも含めておりましたので、これらを勘案いたしますと、予算規模は縮小せざるを得ないものと考えております。いずれにいたしましても、開催経費の多くを市補助金より対応することから、一般財源の持ち出しを抑えるためにも事業内容を十分に精査しながら、かなり絞り込んだものにしていく必要があると考えております。

なお、本年度は「ちはやふる week in あわら」をはじめ、多彩なソフト事業を展開しております。また、「タウン・ブリッジあわら」や「越前大夜会」など各種民間団体による活気あふれるイベントが市内で開催されています。

市が関与する事業の成果につきましては、議員ご指摘のように、検証と改善を行うとともに、各種団体のお力もお借りしながら北陸新幹線金沢開業後のにぎわいづくり、開湯130周年祭、「ちはやふる」関連イベント、スイーツマルシェ、さらには北陸デスティネーションキャンペーンへと効率的につなげて参ります。

次に、温泉地区だけではなく、他の地区の皆さんのメリットのあるイベントを企

画すべきとのことですが、130周年祭の実施に当たりましては、今ほど申し上げた各種団体や市民の皆さんを主役とした参加型イベントを取り入れるなど、観光客のみならず、多くの市民が参加し楽しめるものとなるよう検討して参りたいと考えております。また、市民総ぐるみの観光まちづくりを進める必要がございますので、その点もお願いをしながら進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 1番、山本 篤君。

1番(山本 篤君) 今年に入りまして、多種多様なソフト事業を展開なさっております。しかしながら、今ほどの経産部長のお答えにもありましたように、前回の120周年祭みたいな4,000万をかけることはできません。その予算規模、いろいろ考えられると思うんですけども、実行委員会を立ち上げる前に言っておきますが、いろいろな実行委員会形式をもう1度精査し、検証していただきたいと思えます。本当にその検証で次の実施に向かうという、その姿勢が、去年の一般質問から1年たちましたが、見られないのが非常に残念でございます。その点について、もう1度お答え願いたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 経済産業部長、城戸橋政雄君。

経済産業部長(城戸橋政雄君) お答えいたします。

実行委員会形式の有効性ということのお尋ねだと思えます。

市が行っておりますさまざまなイベントにおきまして、最も多くとられているのが、この実行委員会方式でございます。今ご指摘のように、その計画段階から実行に至るまで、いかに効率的に行うか、また市民の皆様がいかにお楽しみいただけるかということも非常に重要な観点でございます。今のご指摘を参酌しながら、この130周年の準備に入ってまいりたいと思えますし、また必要に応じて、市としての考え方等を十分反映できるように、取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 1番、山本 篤君。

1番(山本 篤君) 25分という持ち時間が残りわずかになりましたので、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

今年4月からセントピアあわらの指定管理になった企業が8月5日、福井地検に書類送検されました。わずか4カ月後にこのような事態になるとは、この指定管理業者を決議承認した議会の一員として全く遺憾なことだと思えますとともに、市民の憩いの場というべき複合施設だけに、利用者の方々に大変申し訳なく思っている1人でございます。このような企業に福祉施設の指定管理者として選定したことに、市長はどうお考えなのかをお聞きしたいと思っております。

そしてまた、昨年12月の定例会で指定管理者としてコーワを承認するに至った

わけですが、その時点で福井県公安委員会より行政処分（指示）を受けていた事実を知りながら、あえてコーワに対し再発防止を誓わせたとして、指定管理者としての決定に対する提案を取り下げず、強行した結果について、判断にお間違いがなかったのかをお聞きしたいと思います。そのとき、再発したときはどうするのかという、誰が責任をとるのか、主管の経産部長ですかとの私の質問に対し、市長はみずから、責任は私にありますとおっしゃったことをおぼえていらっしゃるかどうかをお聞きしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） お答えいたします。

セントピアあわらの指定管理者が警備業法違反の容疑により書類送検されたことは、セントピアあわらの運営管理を委ねている市としては誠に遺憾であります。このことにより、セントピアあわらに対する利用者の信頼が損なわれなければよいかと危惧していることは議員と同様であります。

なお、市の素早い対応を期待するとのことですが、今回の件はあくまでも警備業という特定業務に対するものであり、セントピアあわらの指定管理の是非に直接的に影響が及ぶものではないと思われまます。しかしながら、今後、起訴または判決が下された時点におきましては、その内容を十分に精査し、市として適切に判断すべきものと考えております。

2点目の指定管理者の決定について、昨年の12月議会において、責任は私にありますとお答えさせていただいた点についてでございますが、指定管理制度にあっては、公の施設の管理を特定の者を定めて指定する行為は、地方自治法に基づく行政行為であり、手続上、その最終責任は市長にあります。

なお、当時の発言には当該指定管理者において、その後の警備業における公安委員会による行政処分の内容によって、個々に判断するとの意味合いを含んでおりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 1番、山本 篤君。

1番（山本 篤君） なかなか難しいお答えなんで、それ以上、余り深く追及もできないかなとも思うんですけども、セントピアあわら、私ずっとこの問題を追っておりますが、あわら市の観光イメージには必要不可欠なものだと思います。その施設がどうも悪いイメージに捉われたら大変困るというのが私の気持ちでございます。

それと、指定管理者、指定管理となったこの企業、ほかの市町もいろいろございます。あわら市だけ、実は行政処分をされていながら、採用したということなんです。その点について、もう1度お伺いをさせていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） お答えいたします。

これは指定管理者に決定するときの議会においても議論されたことだったと思っておりますけれども、ご案内のように、指定管理者を決定するには専門家の方も交えたですね、検討委員会をつくって、そこで点数をつけて出されてきた結果を私は聞いております。その段階でしたか、行政処分があったというふうな話は聞いていたようでありまして、比較的、軽微なものであったというふうに私は聞いておりますし、確かそのような答弁をですね、当時の議会でもさせていただいていたんではないかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 1番、山本 篤君。

1番(山本 篤君) 指定管理者を選定するのに不備はなかったということでお伺いしておきますが、やはり4月までいろいろなところで不平不満が出ておりました。特に職員の待遇についてどんどんどんどん悪化され、5人の職員のうち4人がやめてしまうという事態に陥りました。その点も踏まえて、これからの対応を見守っていきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

---

卯目ひろみ君

議長(笹原幸信君) 続きまして、通告順に従い、15番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 15番、卯目ひろみ君。

15番(卯目ひろみ君) 15番、卯目でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回はあわら市の子ども・子育て支援についての質問と提案をしたいと思っております。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果は、これからの保育事業にどう生かされていくのか、また家庭の傾向をどう分析されたのか伺います。今後の就学前の子育て支援や幼児教育についての考え方をお示しく下さい。

この9月議会で承認を得られれば、これまで芦原地域と金津地域で分かれていた就学前の子供たちの子育ての方針が、いよいよ市内全域での幼保連携型認定こども園としてスタートするわけです。相手が小さな幼児たちだけに、この事業にかかわってこられたたくさんの方々のご苦勞を肌で感じております。

共働きの多いと言われているこのあわら市で、子供が生まれて数カ月で1日8時間から12時間程度預かってくださるところがあって、両親はその間は安心して働くことができます。子供にとっても大勢の中で一緒に過ごせること、これは幸せなことだと思っております。しかし、心のどこかで、もう一方では、本当にこれでいいのか。今、親教育さえも必要と言われえる昨今、言い方は悪いかもしれませんが、預けっぱなしで、いつ親子のきずなをつくるのだろうと思う気持ちを持っておりま

した。

今年の春、3月にある講演を聞く機会がありました。テーマは「子育てから生まれる絆～幼児が親心を育て、社会に絆が生まれる～」という題で松居 和さんという方のお話でした。待機児童ゼロを目指すと言うけど、本当は子供自身は待っていません。待っているのは大人で、子供はいつもお父さん、お母さんといたいんです。そのとおりです。私はそのとき、本当にしっかりと確信しました。

共働きが当たり前のこの地域では、昔からの伝統だとは思いますが、子供が生まれて2歳から3歳くらいまでに、大勢の中でほとんどの子供たちは保育園あるいは幼稚園に通います。大勢の中で1日のほとんどをその施設で過ごし、その間は親子で一緒にいることはできません。私自身ももちろんですが、子供が生まれたから親になるわけではないと思うのです。人は子供を育てることで、やっと親になれるのだと思っています。保育士さんは親のかわりをして一生懸命面倒を見てくださいますが、やはり親ではありません。両親が働くことはもちろん大切です。忙しさの余り子供に構ってられないのも当然かもしれないし、その反面もっと一緒にいられたらと思う親も多いのではないのでしょうか。

松居さんのお話の中にそのヒントがありました。幼児のために何かをしようとすることで親心が育ち、幼児の方が逆に親心を育む役割を持っていると話されていました。でも、働いている限りは、一緒にいることや面倒を見ることはほぼ不可能なわけですが、1年に1回、1日中といいますか、父親保育士体験あるいは1日母親保育士体験を実行する方法があるとされます。子供が卒園するまでには年1回とすれば、3回から5回は体験ができます。そのために1年に1回平日に会社、仕事を休んで園の子供たちと1日中を過ごす、その体験は子供たちにとっても、親たちにとっても何かが変わるそうです。親心が子供に伝わり、大人になったとき、周りの人たち、またその子供へつながっていくと言われました。実際、実施しているどこの園でも出席率は高く、保育士さん方のご苦勞を知り、また信頼関係もぐっと深まるということでした。そして、さらに安心して子供を預かってもらえるのだとのこと。

このようなシステムをあわら市でも取り入れてみることはできないでしょうか、提案をいたします。市の考え方はいかがでしょうか、お聞かせください。最初の質問です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 卯目議員のご質問にお答えをいたします。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査は、平成27年からの5年間で1期とする子ども・子育て支援事業計画の作成に必要な教育、保育、子育て支援の量の見込みを算出するため、市民の皆様の利用状況や今後の利用規模を把握し、計画的に事業を行うための情報を得ることを目的としています。

本市においては、市内の就学前児童を持つ全世帯975世帯を対象に調査を実施

し、本年3月に報告書として取りまとめたところです。このニーズ調査結果をもとに、認定こども園の教育・保育提供区域ごとの定員や一時保育の利用量等について、子ども・子育て会議においてご審議いただき、県や関係機関と調整しながら、来年2月を目途に、あわら市子ども・子育て支援事業計画に取りまとめる予定です。したがって、この事業計画に基づき、これからの就学前教育及び保育、子育て支援に関する事業を中長期的に実施して参ります。

また、このニーズ調査から見られる本市の家庭における主な傾向としては、とりわけ高い共働き率が挙げられます。父親の約98%、母親の約90%が週5日以上働いており、そのうち午後6時を超えても働いている父親は約70%、母親も約20%という状況です。また、これに伴い、幼稚園や保育所などの利用状況は83%を超えております。これらの結果を踏まえ、保育時間や延長保育時間及び開始・終了時刻等の基準や保育量の見込みを検討しているところです。

次に、今後の就学前の幼児教育や子育て支援に関する考え方についてですが、ニーズ調査の結果にもあるように、近年の核家族化の進行に加えて、共働き率が非常に高い家庭状況の中、お子さんを認定こども園や一時保育施設において預かるという支援等が求められている一方で、親心を育む施策等も強く求められていると認識しております。

1日保育士体験は、保護者の幼児教育に必要な知識、スキルを高め、我が子の育児、教育に対する意識を醸成することから、親心を育む上でとても効果的な方法であると考えております。公立の芦原幼稚園及び金津保育所においては、昨年度から保護者会が主体となり、県の親力アドバンスコース事業を活用して、4歳児、5歳児の保護者を対象に、この保育士体験を実施しております。また、公設民営の金津東、細呂木、伊井の各保育所及び私立の妙安寺、白藤保育園の5施設でも同様の取り組みが実施されています。残念ながら、現在は市内の保護者の参加数はまだまだ少ない状況ですので、今後より多くの保護者の方に参加していただけるよう推進して参りたいと考えております。

また、1日保育士体験を提唱されている松居 和先生のご講演につきましても、本年11月に保育士、保護者を対象にあわら市保育部会が主体となり、実施する予定となっております。松居先生は、衆議院特別委員会の公聴会にもご出席されるなど大変有名な方で、私もかねてから保育士や保護者の皆さんにご傾聴いただきたいと考えておりましたが、このたび、ようやく実現したものです。是非とも多くの方々にお参加いただき、今後の子育て支援の参考にしていただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 15番、卯目ひろみ君。

15番(卯目ひろみ君) 今の市長のお答えの中に、あわら市でも11月には松居 和さんの講演会があるというお話でした。私事ですが、この方のお話をこれまでに2回ほどお聞きしてしまっていて、この中で、特に1日父親保育士体験ということが出てくるんですが、そのお話はただ話を聞くだけで終わりにするのではなくて、本当は

ここから出発ではないのか。親心を育めるという体験を何とか実現できないか、そういう思いで提案をさせていただいています。ところが、今のお答えの中に、もう既に始めていると聞いて、本心、本当にいいことをなさっているなと思いました。

そこで、一つお聞きしたいのですが、その体験はお父さん、お母さん、これまでですが、どちらが参加が多いでしょうか。それから、また四、五歳児の親が対象ということですが、それは何か理由があつてのことでしょうか。わかりましたらお答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市民福祉部長、坂東雅実君。

市民福祉部長(坂東雅実君) お答えをいたします。

1日保育士体験につきましては、実は8割以上がお母さんが参加されているという状況でございます。参考までに、実は金津保育所で実施いたしましたけれども、34人中、6名から7名のお父さんという出席率でございました。8割以上がお母さんの参加という状況でございます。

先ほど、市長答弁にもございましたように、平成25年度からこの事業を新たな事業として、県の親力アドバンスコース事業というのが展開されているわけでございますけれども、こちらの方を活用して、あわら市としても実施しているという状況でございます。この事業、県の事業でございますので、この規定が4歳、5歳児の親を対象にということでございます、あわら市もそれに合わせさせていただいているという状況でございます。

今後は、この県の事業等も活用させていただきまして、市といたしましても独自に年齢等々に関係なく、この事業の充実を図って参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 15番、卯目ひろみ君。

15番(卯目ひろみ君) やっぱり予想どおりでした。母親の方が8割以上参加ということなんですが、これ、ニーズ調査でも感じていました。父親が最近育児にかかわっている方が多くなっている。抱っこしているお父さんの姿ですとか、あやしているお父さんの姿、よく最近見かけます。ただ、残念ながら、例えばそういったときに、母親の方が子供のことでということ休みがとりやすかったりするのかなという気がして、それがそのあらわれかなと思うんですが、なぜこの1日父親保育士体験をするのかという、そういう将来に向けて父親と母親ももちろんですが、父親と子供のつながり、子供のきずなですね、それを強くするためにということなんですが、その意義を是非理解していただいて、お父さん方に積極的に呼びかけていただきたいと思います。と思っています。

そして、四、五歳を対象ということですが、これはそういうことに限らず、今までの話ですと、やっぱりゼロ歳児の親御さんも含めて、全員が1年に1回は、強制では決してありませんが、1日保育士体験ができるとう本当にもっとももっともとい



いことだと思えますよね。たとえ、年1回でも園の中で1日中を、たくさん親御さんがいらっしゃると思うんですけども、子供と親がそこで過ごすということは、子供たちにとってもどんなにかうれしい、そういう気持ちに子供もなるのではないかなと思っています。是非進めていただきたいと思います。

もう一つ、質問があります。それは、ニーズ調査の中でですが、保護者から出ている意見、要望、それが書かれておりました。その中で、最も数が多かったものから三つほど挙げていきたいと思えますので、それにどう対処していくのかお聞きいたします。一番多かった要望ですが、病児・病後児保育施設などをもっと増やしてほしい、定員を増員してほしいというのが一つ。それから、土曜日、日曜日も子育て支援センターを開いてほしい。そしてもう一つ、子育てについて相談のできる場、情報交換や交流の場が欲しい、この三つについて、これからどのように対応していくのか、どのようなお考えをされているのか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市民福祉部長、坂東雅実君。

市民福祉部長(坂東雅実君) お答えをいたします。

市民の皆様が利用できる病児・病後児保育施設でございますけれども、現在市内に1カ所、それから坂井市に2カ所の計3カ所ございます。この平成25年度の利用者数でございますけれども、病児で289名、それから病後児で82名、合計371名という状況となっております。この利用実績ですね、こちらの方とニーズ調査の結果を踏まえまして、この平成27年度以降の見込み量でございますけれども、こちらの方を算出しているところでございます。

今後はこの子ども・子育て会議の審議を経ながらでございますけれども、利用見込み量が決定いたしましたら、必要に応じて施設の増、それから定員の増、こちらの方を検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、子育て支援センターの土日の開所についてでございますけれども、実は本年度試行的に土曜日にセンターの開所を行っております。この利用状況を今現在見ているところでございます。こちらの方も今後ニーズの調査結果とあわせまして、利用見込み量を今算出した上で、開所について検討して参りたいというふうに考えております。

最後に、相談できる場、情報交換の場、それから交流の場につきましては、子育て支援センターがその核施設ということで、今運用しておりますけれども、今後は保護者の方により多く利用していただくようにPRを強化していきたいというふうに考えております。

また、平成27年度からでございますけれども、こちらからスタートいたします認定こども園、実はこちらの方におきましても、地域の子育てに関する相談機能というのを持ち合わせておりますので、このことにつきましても、今後市民の皆様方にまた活用されるよう周知の方に力を入れていきたいというふうに考えております。

ので、よろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 15番、卯目ひろみ君。

15番(卯目ひろみ君) 特に、今の病児・病後児保育ですね、これが坂井市と一緒に合同でやってらっしゃるということなんですよね。やっぱり一番心配なところだと思いますので、働く親にとりましては。この辺を充実させていっていただきたいと思います。

それから、子供さんを預けるというのは、やはり自分のところの近くのこども園へ連れていくと思いますよね。相談なんかもその認定こども園の中に気軽に相談ができる、そういう場があるということは、その親御さんだけでなく、おじいちゃん、おばあちゃんにとってもすごく便利ではないかと思いますので、そういうふうに幅を広げていっていただきたいと思っています。

どの親にとっても、子供のことというのはいつも、いつでも気がかりなものです。事に働く親にとってはなおさらのことだと思いますし、子育て中の家族の助けになるよう、これからもさらに努力を続けていっていただきたいと思います。原点である親子の心をつなぐお手伝いとか橋渡しを行政ではありますが、あわら市の幼稚園として取り組んでいけるなら、こんなにいいことはないと思います。ご苦労が多いことも承知しておりますし、しかし親が子を思う、子が親を思う、当たり前ですが、これほど奥深いものはありません。今、私たちが一生懸命になることで、5年後、10年後あるいは20年後につながっていくと信じております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長(笹原幸信君) 暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

(午前11時50分)

---

議長(笹原幸信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後0時59分)

山川知一郎君

議長(笹原幸信君) 続きまして、通告順に従い、11番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 11番、日本共産党の山川知一郎でございます。3点について質問をいたします。

第1は、今秋の米の収穫期で刈り取りが進んでおりますが、今年の生産者米価は大暴落と言われております。今年JAによる1俵60kgの概算金支払いは八ナエチゼンでは8,700円、コシヒカリで1万円と、昨年より1,800円から2,000円程度下落をしております。米1俵の生産コストは、全国平均で1万6,000円と言われております。生産者は「米つくっても食うていかれん」と悲鳴を上げており

ます。その上、安倍内閣は輸入米を増やすTPP参加を前提に、国による需給調整責任を放棄し、今年から直接支払交付金を半分にし、2017年でこの交付金も廃止すると言っておりますし、これではとても日本の米づくりは成り立ちません。

価格下落の原因は、過剰在庫にあると言われておりますが、米の需給を市場任せにしたのでは国民の主食である米の生産を確保することも、安定的に供給することもできません。政府は食料需給率50%という目標を掲げておりますが、これを達成できる見通しも全くありません。生産費を賄えるだけの米価を安定的に保障するためには、国による需給調整が絶対必要であり、国に対して強く求めるべきであると考えます。

特にあわら市にとりましては、集落営農組織が全国トップクラスで組織をされておりますが、この集落営農組織の経営が赤字になれば、それは即、農業をやめるということにつながっていく可能性がある。そういう点では、国に対して本当にあわらの、この農業を守る、集落営農組織を守るためにも、国に対してこの米価の安定策を強く求めるべきであるというふうに考えますが、この点について、市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山川議員のご質問にお答えをいたします。

米価下落の原因でございますが、議員ご指摘のとおり、食生活の変化による消費減少や過剰生産により、本年6月末現在における民間在庫量は222万トンとなっており、過去10年間で最高となった昨年の226万トンと同水準で推移していることが大きな要因となっております。

生産調整、いわゆる減反政策は米の生産量を制限することで価格の維持を目指す、我が国農政の柱とされています。現行制度では、国が翌年の需要予測に基づく供給量を決定し、米の生産数量目標が県、市等に示され、生産調整の方針を作成する農協が各農家に生産数量の割り当てを行っております。今回、国が定めた農政改革では、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など、需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者がみずからの経営判断で作物を選択する状況を実現することとし、その結果、生産調整を含む米政策もこれまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることとしております。これにより、現行の減反制度は平成30年度をもって廃止することとされています。

次に、国に対して米の需給調整を求めるべきではないかとのことでございますが、全国市長会から国に提出した政策提言では、「農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、地域の実情を勘案しつつ、新たな米政策を進めるに当たっては十分な経過措置を講じ、米の価格安定を図ること」を求めています。

さて、福井県経済連によると、本年産米の概算払いが前年を大きく下回ったことは議員ご指摘のとおりであります。市といたしましては、これまで担い手農家への

農地集積や集落営農を強力に促進するなどにより、生産効率の向上を目指して参りました。農政改革のスタートの年であって、これほどの米価下落がもたらされたことは、本市における農業振興にも大きな影響があるものと考えております。

今後は、県や関係団体と連携し、主食である米の安定供給に向けて国が責任を持って関与することや、地域の裁量で活用可能な産地交付金を十分に確保できるよう積極的に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 市長会としても価格安定を国に求めているということではありますが、是非強く要求をしていただきたいなと思っておりますが、先ほど申しましたが、大変心配なのは集落営農組織の経営が本当にどうなるかと。私の住んでおります後山でも、集落営農組織がございます。そこでも、今年は価格下落と、そしてこの支払交付金の減額で、赤字は確実というふうに言われております。集落営農組織が全部こういう赤字経営に追い込まれるということになれば、一挙に農業から手を引いていくということになるおそれがあるというふうに思いますが、この市内の集落営農組織の現状、今どれだけの集落営農組織があって、その経営状態がどのようなものであるか、把握をしていければ、まず実態を知らせていただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 議員ご指摘のとおり、特にあわら市の場合は集落営農を強力に進めて参りました。その率というのは全国でもトップクラスでありまして、これは生産効率を上げていくという意味では、かなりな効果を上げてきたと考えております。ただ、一方ですね、これは従来から担当職にも十分注意をするように指示はしてきたんですけども、ここまで組織化されてきた営農組織がですね、万が一でも破たんをするというようなことになると、これはそれぞれの集落そのものの地域をも崩壊させてしまうおそれが極めて高いと。したがって、そんなことにならないような施策をですね、必ず打っていくよというようなことは指示してきております。大変今厳しい状況になってきておりますけども、この方針を私はやっぱり変えられないと思っております。これは農村地域社会を守る上でもですね、強力に何か考えていかなければいけないことだというふうに考えております。

以下、担当部長から答弁させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 経済産業部長、城戸橋政雄君。

経済産業部長(城戸橋政雄君) 集落営農の経営状況等についてのお尋ねでございますが、市内における集落営農組織、その他の農業法人も含めると三十数団体ございます。その経営状況につきましては、平成25年度における決算報告によります

と、本業を示す営業収益はほとんどの組織で赤字決算となっております。しかしながら、米の戸別所得補償交付金あるいは転作作物に対する交付金等の営業外収入を加えますと、数組織を除き黒字を計上いたしております。

本年度産米の仮払金、コシヒカリで1俵1万円の水準が続いた場合、集落営農の経営は立ち行くかということが一番懸念されるわけでございますけれども、25年度における米の戸別所得補償制度交付金の交付単価が10アール当たり1万5,000円であるのに対し、本年度からは7,500円と半減いたしております。これに加えて、米価まで下落するとすると、転作交付金を加えても、黒字幅の大幅な減少あるいは赤字決算への転落が懸念されるところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 市長も、この集落営農組織、何とか維持するためには特別の手当てが必要だというふうに今言われましたが、本当にもう集落営農でやっていけないから、田んぼはそれぞれ個人の所有者に返すということは現実的には全く不可能で、もう農業をやめるということにならざるを得ないというふうに思います。そういう点では、是非引き続き、この集落営農組織の実態をきちっとしっかりつかんでいただいて、本当に何とかやっていけるようなですね、対策を市はもちろん、国や県に対しても強力に求めていっていただきたいというふうに思います。その点で、今、市として特別に何か考えていることがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 経済産業部長、城戸橋政雄君。

経済産業部長(城戸橋政雄君) 現時点におきまして、市単独で、例えば価格下落に対する補填を行うといったような具体策は持ち合わせてございません。なお、現状をさらに申し上げますと、JA全農でございますけれども、26年産米の相対販売基準価格につきましては、本県産コシヒカリで1俵1万3,000円、それからハナエチゼンで1万1,500円と公表したところでございます。基準価格が高かった24年と比べまして、1俵当たり4,000円程度低い水準となっております。

今、お尋ねの全般的な米下落に対する対応策でございますけれども、農林水産省によりますと、本年産米に限った特例措置といたしまして、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策を講ずることといたしております。この対策は、昨年までの戸別所得補償制度にも設けられておりました米価変動補填交付金が廃止されたことに配慮したものでございます。26年産米に限り、拠出金を負担しない小規模農家であっても、米の生産調整に参加している場合、補償の対象とするものでございます。

ただし、対象を認定農業者や集落営農組織などに限定し、拠出金を負担することを条件に、標準収入を下回った場合、差額の90%を補填するということが27年度から予定されているわけでございますけれども、26年度産米に関しては拠出金がないので、国庫の交付金によるものとして実施をされます。したがいま

して、差額の補填率は35%程度になるものではないかとも言われております。これをもって、経営の安定にどこまで貢献できるのかは、現時点では極めて不透明でございますが、国におけるこういう制度もあるということをご紹介させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 今年度はナラシ対策で35%ほど補填ということですが、これではとても経営安定というふうにはならないと思います。是非、引き続き国、県に対して強力な支援策をですね、求めていっていただきたいなというふうに思いますし、もう一つは何といても米の消費拡大、ここを何とかしないと消費がどんどん減っていく状況では、なかなか抜本的な改善にはつながらないなというふうに思いますので、その点についても、是非考えていただきたいというふうに思います。

1問目の問題はこれで終わります。二つ目、同じく農業問題ですが、鳥獣害対策について伺いたいと思います。

地球温暖化が原因と言われておりますが、イノシシ、鹿、ハクビシン、それから最近では猿も加えまして、それからカラス、こういう鳥獣害被害がますますひどくなっております。これに対して、電気柵や固定柵等の対策がとられておりますが、効果があるとは言えない状況ではないでしょうか。劔岳地区だけでも数千万円をかけて固定柵を設置いたしました。なかなか効果がありません。最近では、固定柵にまた昔やっていた電気柵を設置すると、二重にしているところも見られます。これらの費用と維持管理の労力など、農家は大きな負担を強いられております。一層の対策強化が求められるところでありますが、最近の被害の実態はどうなっているか、今までの対策の効果についてどう考えているのか伺いたいと思います。

私は生息数を減らすことが必要で、これまでもそのために捕獲に力を入れることと、捕獲したイノシシや鹿を解体、加工して販売する施設の建設を求めて参りました。先日、県にも行きまして、こういう施設をつくってもらいたいということを求めましたが、県は市町がやるなら助成したいという回答でございました。このことについてどう考えているのか伺いたいと思います。

それから、もう一つは、最近、石川県がイノシシや鹿の北上を阻止するために県境にフェンスを設置するとの報道がありました。これをされますと、全部あわら市でたまってしまおうと。どんどんあわら市の個体数が増えてですね、被害が爆発的に増えるのではないかとというふうに懸念をいたしておりますが、このことについてどのように対処されるのか伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 経済産業部長、城戸橋政雄君。

経済産業部長(城戸橋政雄君) お答えいたします。

まず、ご承知のとおり、イノシシ、ハクビシン、カラス等の鳥獣害は、被害地域や被害額ともに拡大いたしております。本市におきましては、特にイノシシによる

被害が増加しており、坪江・劔岳地区に加え、伊井地区や細呂木地区の一部にも広がりを見せています。ご承知のとおり、金津東部地区鳥獣害対策協議会では、平成15年度から電気柵の設置によるイノシシの侵入防止に取り組んできたところであり、しかしながら、維持管理に要する労力の軽減や年間を通しての防止対策を講ずるため、20年度以降、金網による侵入防止策の整備を進め、25年度末までに35.3kmが整備されています。

一方、イノシシの捕獲数でございますが、平成20年度50頭、21年度144頭、22年度140頭、23年度57頭、24年度120頭、25年度は126頭となっています。

なお、被害の実態であります、水稲やそば等の被害額は20年度380万円、21年度660万円、22年度610万円、23年度470万円、24年度780万円、25年度は920万円となっております。金網固定柵の整備が進められているにもかかわらず、被害額は減少に転じていない状況となっています。これは固定柵を破っての侵入のほか、公道や河川などの防ぎようのない箇所からの侵入、さらには侵入防止策の未整備地区における被害の増大によるものでございます。しかしながら、対策を講じてきたからこそ、被害が抑制されているとも考えております。金網固定柵の効果をさらに高めるためには、山際の草木を伐採し、見通しをよくするなど、田畑に近づけないこと、また固定柵の補修など適切な維持管理を行われるよう地域ぐるみ取り組みが極めて重要となります。

次に、捕獲対策を強化すべきとのことでございますが、捕獲による個体数調整の強化を進めていくことは、被害の減少に効果的であると言われております。本年度は捕獲に携わる集落のリーダーを育成するため、免許取得に要する費用の一部を助成するなど、新たな免許取得者の確保に取り組んでおります。

また、23年度からは被害集落の経済的負担を軽減するため、イノシシの搬出や捕獲おりの餌の確保、埋設処分に要する経費に対して、市独自のイノシシ捕獲促進事業補助金により助成を行っております。被害の多い山際の集落においては、人口の減少や高齢化に加え、土地持ち非農家の増加による労働力の不足等により、維持管理や処分が年々困難な状況になりつつありますが、この補助金の積極的活用により、イノシシの侵入の防止、捕獲の強化を促しているところであります。

なお、解体、加工施設の建設をとということでございますが、イノシシを食肉として利用できる期間でございますが、11月から翌年3月までの約5カ月間で、この期間における捕獲数では、採算がとれる頭数を大きく下回っているとのことであり、費用対効果の面でも得策とは思えません。

次に、石川県が県境に侵入防止策を設置することへの対応についてでございますが、石川県によりますと森林の保護を目的に、福井県側からの二ホンジカの越境を阻止するため、県境約2.4kmにわたって金網柵を設置するというもので、本年度は北陸自動車道から刈安山に至る約7.2kmの整備に着手するとしております。6月初旬に報道がなされるまで福井県はもとより、本市に対しても情報はもたらされてお

らず、この報道を受け、県の担当部局から石川県に対し懸念を表するとともに、事業の中止を申し入れたところであります。

来年度の設置についてはモニタリング調査の結果を踏まえて、福井県と相談しながら進めるとの回答を得ていますが、本年度につきましては、既に事業化されており、予定どおり設置を進めたいとのこととあります。市といたしましても、鹿やイノシシの行き場がふさがれることにより、個体数の増加が懸念されることから、県教への金網柵の設置のとりやめを石川県に申し入れるよう、改めて福井県に要請したところでございます。

いずれにいたしましても、鳥獣害から農作物を守るためには地元が主体となってイノシシなどの有害鳥獣に敢然と立ち向かう気構えと取り組みが何よりも重要であると考えております。このことから、今後は侵入防止策が設置された集落への適切な維持管理、積極的な捕獲体制の強化を促す措置を検討するとともに、県に対しましては、捕獲の広域的な対策を講じるよう要請を行っているところであります。関係機関や猟友会等との連携をさらに強化し、被害の減少に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 11番、山川知一郎君。

11番（山川知一郎君） 固定柵の維持管理については、今部長が言われましたように草を刈るとかですね、いろいろ維持管理のあり方にも問題があるかというふうには思いますが、ただそれをするにもですね、なかなか労力がないという問題があります。相当な距離になりますので、そして破られているところ、それから下を掘ってですね、行き来している場所、そういうものをその都度いろいろ修繕したりしておりますけれども、なかなかそれをやるために十分な人がいないということがあります。23年から、この維持管理についての補助を市独自にしておりますけれども、一つは、是非これをもう少しですね、増額をしていただきたいというふうに思います。その点についてどのようにお考えか伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 経済産業部長、城戸橋政雄君。

経済産業部長（城戸橋政雄君） まず、固定柵のメンテ等でございますけれども、ご指摘のとおり、対象集落におきましては高齢化が進み、あるいは農業後継者が不足するなどして、メンテナンスが大変であるということは十分に承知をいたしております。

そこで、市といたしましても、例えばですね、いわゆる農地・水の共同作業において、非農家も含めて山際対策を行っていただくようにもお願いをいたしているところでございます。その上で、さらにまだ人が足りないということとありますならば、この鳥獣害対策、ある意味、自然との闘いでございまして、自然災害にも匹敵するようなことになっていくという考え方がございますので、例えば災害ボランティアのようにですね、そういった人的な手助けとございますか、そういったような制



度をつくっていく必要もあるのではないかなという具合に考えているところでございます。

それから、現行の補助金等の増額についてのことでございますけれども、残念ながら、今予算額に比べますと、全額執行されている状況にはございません。その要因といたしましては、今ほど申し上げましたように、労力が足りないことによって、捕獲おりの設置が思うように進んでいないとかですね、捕獲頭数がうまく上がっていかないといったようなさまざまな要因があるのかなという具合に考えておりますけれども、23年度から実施いたしましたこの補助制度も、地元のご意見を取り入れながら導入させていただいたものでございますので、引き続き協議会とも十分お話をさせていただきながら、より充実した補助制度になるよう努力して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 今ある補助金、全額執行されていないということでございますけれども、捕獲するためにおりがあちこち設置されておりますけれども、この状況を見ますと、やっぱりたくさん捕獲するためには餌もですね、大体のところは米ぬかぐらいしかやってないという状況ですが、これではなかなか捕まらないので、やっぱりもう少しイノシシもおいしいものが食べたいということもあるかと思いますが、餌もですね、もう少し金がかかってもですね、いろんなものを用意する必要があると。そういう点でも、もう少し是非、補助金の単価なり、何か引き上げていただきたいなというふうに思います。

それから、今イノシシとかを中心にした対策が中心ですが、丘陵地ではハクビシとかアライグマとかですね、いろいろ園芸作物に対する被害も非常にすごいものがあります。これに対しては、余り対策が講じられていないのではないかなというふうに思いますが、これについてどういうふうに考えるのかということと、それからカラスですが、これもこの間伺いましたら、福井市は年間に1,400羽ぐらいカラスは捕獲しているということでありましたけれども、あわら市の場合は非常に少ないのではないかなというふうに思いますけれども、これの実績と対策等についても伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 経済産業部長、城戸橋政雄君。

経済産業部長(城戸橋政雄君) ただいまのご質問の中で餌の工夫というお話もございました。ご指摘のとおり、今現行は米ぬかに塩を混ぜたものが中心となっております。どのような餌がいいかということでございますけれども、こちらにつきましては、集落によってやはり捕獲頭数が多い少ないということがございまして、やはり餌の配合といたしますか、そういったことにもノウハウがあるんだろうという具合に考えております。

先ほど答弁させていただきましたように、本年度から免許の取得に補助を活用し

ていただいていると申し上げましたけれども、そういったノウハウといいますが、こういったことも共有できるように、また努力して参りたいと考えております。

それから、イノシシ以外の被害としてハクビシンでございますけれども、ご指摘のとおり、坂井北部丘陵地におきましても、年々被害額が増大をいたしております。このハクビシンの対策でございますが、現状のところ、捕獲おりを設置すること以外、有効な方法がないわけでございますが、いわゆる園芸作物の中でもハウスによる栽培のものについては、ハウスへの侵入を防ぐ等で多少なり防御できるかと思っておりますが、路地作物については、先ほど申し上げた捕獲おりによる捕獲というような手法しか、現時点では用意されてございません。そういったことから、この丘陵地における捕獲の強化につきましても、今後、積極的に取り組んで参りたいという具合に考えております。

それから、カラスの対策でございますが、経済産業部農林水産課におきましては、いわゆる鉄砲による排除といったようなことを行っているだけでございまして、捕獲数につきましては市民生活課において、今捕獲おり等の設置をしてございますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

市民福祉部理事(塚田倫一君) 市民福祉部の方でおりを設置しておりまして、こちらの方で年間、猟友会に委託しまして捕まえております。ただ、福井市では何千羽というお話がありましたように、あわら市におきましてはそこまでの捕獲数には至っていないというのが現状でございます。今後も猟友会にアドバイスをいただきながら、捕獲に努めて参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) おりで捕獲をすると。最近、農業新聞を見ますと、国も捕獲に重点を置くというふうに報道もされております。市独自のいろんな支援はもちろん、県や国に対してもですね、この点についても強力で支援を求めていただきたいというふうに思います。

ちょっとですね、さっきのこの石川県の県境のフェンスの問題ですが、これ、高速道路から刈安山まで今年度設置するということですが、この県境のフェンスを設置する予定地はほとんど民有地だと思いますけども、その所有者の同意というものは全部取り付けられているのでしょうか。そのあたり、どうなっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 経済産業部長、城戸橋政雄君。

経済産業部長(城戸橋政雄君) 石川県の防止柵の設置の件でございますが、恐らくご指摘のとおり、民有地への設置ということになるとは思います。その同意を得た

かどうかまでは承知をいたしておりませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) いや、福井県側の所有者もいるんじゃないかなというふうに思いますので、是非そのあたり、ちょっと状況をよく調査をして、あわら市としても県任せでなくて、あわら市としても石川県に対して、そこは慎重にですね、やっていただくように。私は基本的なこのフェンスの設置は、あわら市にとっては大変な問題になりかねないなと。ここで全部イノシシが止まりますと、ますます西の方へどんどんどんどん出ていくのではないかとというふうに思いますので、是非そこは市としても独自に調査もし、石川県に対して申し入れ等もしていただきたいなというふうに思います。

以上で二つ目の質問を終わりにして、三つ目の問題に入りたいと思います。畝市野々の奥にあります宇根観音の保存についてでございます。

畝市野々の東山中にある宇根観音は、8世紀ごろ、勝山の平泉寺、丸岡の豊原寺、それから北潟の安楽寺、小松市的那谷寺などを開いた泰澄大師が開いたというふうに伝えられておりまして、当時の神仏習合の姿をよくあらわしていると言われております。

私も7月に現地へ行ってまいりましたが、鳥居をくぐって九十数段の石段の両側には巨木が生い茂り、三十三観音像が安置されております。観音堂の前には泰澄大師の立像が安置され、建物には泰澄の作と伝えられる十一面観音像、龍神像、文殊菩薩像、大日如来像、薬師如来像、不動明王像、それから毘沙門天像が祭られており、文化財としても価値のあるものではないかとというふうに思います。また、周辺には多様で貴重な動植物が生息しており、自然学習の場としても最適なところでもあります。この宇根観音のご本尊は秘仏とされて17年に一度ご開帳されるということになっております。

もともとこの宇根観音のところにありました宇根集落の人々、今は畝市野々に越して、畝市野々に住んでおられる3軒の方々によって守られてきておりますが、もともと集落にいた人たちは三八(サンパチ)の豪雪によって全戸が転居し、今は畝市野々で暮らしながら維持管理をされております。しかし、3戸の人たちだけによる維持管理には当然限界がありますし、建物などは腐食が進み、いつ倒壊してもおかしくない状況であります。仏像等の盗難も心配されるところであります。貴重な文化財を保全し、後世に伝えるために一刻も早い対応が望まれます。歴代の文化財保護委員の方も、文化財として指定することを求められてきたというふうに聞いておりますが、市として早急に現状調査を行って文化財として、あるいは史跡として指定して保存すべきではないかとというふうに考えます。

ご承知だと思いますが、泰澄が開いたという寺院とかですね、史跡というものは、この石川県、福井県にたくさんございますが、平泉寺はご承知のように、国の史跡

になっておりますし、それから丸岡の豊原寺は宇根に比べれば、ほとんど何もない、石垣の一部があるだけぐらいという状況ですが、それでも坂井市は史跡として指定をしております。それから、石川県の小松にある那谷寺も同じく泰澄が開いたと言われておりますが、これは国指定の重要文化財に指定をされております。

こういう点から考えれば、平泉寺は三千坊の住居があったと。豊原寺と宇根は千坊というふうに言われておまして、かつては豊原寺と同じぐらいの規模の集落というか、居住地があったというふうに考えられます。是非そういう点では、史跡に指定して保存をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) お答えいたします。

初めに、17年に一度ご開帳される宇根観音のご本尊については、市の文化財保護委員会において、一昨年から文化財の指定について論議されております。市の指定文化財とするためには、まず文化財的価値について調査する必要がありますが、この仏像は秘仏のため、現在はご開帳まで調査できない状況にあります。

次に、観音堂や六所神社の維持については、山林を含めて管理する必要がありますが、この山林は本来所有者が整備するものであります。また、山林の維持管理に必要な林道整備については、現在、地元からも要望は出ておりません。また、多様な樹木や植生の自然林景観と歴史的な遺産として、この地域一帯を史跡として指定の対象とすることも選択肢の一つであると思っておりますが、これも専門家による基礎調査を行う必要があります。いずれにいたしましても、調査にはある程度の機関は必要であります。その後、調査結果を見て指定の是非を見きわめたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 過去にも県立の歴史博物館の職員だったと思っておりますが、そういう方が調査をしているという記録もあります。しかし、昭和63年ごろの調査でございますから、改めて是非まずは現状の調査をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

建物やら仏像などが本当に文化財として価値があるのかどうかということについては、いろいろ余り価値がないのではないかというご意見もありますが、私は少なくとも、宇根千坊と言われた、そういう住居は今の宇根観音からさらに2キロほど奥へ入ったところにあったというふうに記録ではなっておりますので、そこも含めてですね、調査をして、そしてそこも含めて、少なくとも史跡としては指定すべきではないかというふうに思っております。是非そういう観点からの調査を行っていただきたいと思っておりますが、もしですね、史跡に指定しようとする場合、この基準とか条件とかですね、手続というものはどういうふうになっているのでしょうか、その

点について伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 教育部長、道官吉一君。

教育部長(道官吉一君) お答えをいたします。

歴史的な遺産といたしまして、地域一帯をですね、史跡として指定をするということにつきましては、まず一般的には遺跡の発見が必要であります。さらに、県の遺跡地図に登載されることが不可欠となっております。したがって、今ほど教育長の方の答弁でも申されました、史跡の指定につきましても、やはり専門家の調査結果を経まして、市文化財保護委員会の皆様と協議しながら検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) とにかく是非、早急にまずは現場を見ていただければ、今の3軒の方だけに任せておくというのは、もう無理だということはすぐわかんと思いますので、その点でまずは何らかの対策を講じていただきたいというふうに思います。

それとですね、先ほども言いましたが、この越前加賀にかけては、泰澄が開いたと言われている寺院や史跡、神社、先ほども申し上げたほかに北潟の安楽寺もそうでございますし、丸岡の竹田にある吉谷寺というのもあります。もちろん越前町の越知山もそうありますが、私は、これは市長にちょっと伺いたいと思いますが、「越前加賀宗教文化街道～祈りの道～」構想というのがありますが、私はこの泰澄が開いたと言われている、こういうところをですね、結んで観光にも役立つ、そういうものとして整備をしていくというのが、非常に意味があるなというふうに思うんですが、この点について市長はどう思われるか、ちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 文化財の保護の話から、ちょっと急に観光の方に話を振られましたので、ちょっと驚きましたけれども、今現在、越前加賀宗教文化街道推進協議会で前提にしていますのは、例えば勝山でしたら平泉寺、永平寺町でしたら永平寺、あわらでしたら吉崎ということを一応前提に事業を進めております。ただ、その前提となっておりますのは、時代や宗派は違って、宗教的な文化が重層的に存在している地域ということで全国に売っていかうということでもありますので、今の宇根観音あたりがですね、また新たな調査の結果、守るべきものとして認められて、そして公開していくというふうな形なればですね、当然それは観光の対象にもなっていくのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど教育長も当然されておりましたけれども、大変大事な秘仏ということで、3軒のお宅がお守りをしているそうです。現在、どのお宅にあるのかさえも我々にはわからない状況のようであります。そういうことの協力が得られればです

ね、また市としての調査も進むのかなというふうに思います。文化財保護委員会等もいろいろとまたご努力いただけたらと思いますし、また市内には民間の団体ですね、歴史についていろいろと勉強されているグループもあるようでもありますので、それらが手を携えてこの調査に前向きに取り組んでいただければ、またそれなりの効果が出るのかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 今、建設されております林道劔ヶ岳線もすぐ近くを通っておりますし、ちょっとこのまま放置すると、だんだん林道からですね、人が入ってきて盗難というおそれがね、非常にあるというふうに思います。

先ほど教育長は、特別、今3軒の方から林道を整備してほしいとか、そういう要望は出ていないということでありましたけれども、やっぱり状況を見てですね、今維持管理されている方の意向も、もちろん尊重はする必要がありますけれども、何らかの対策を早急に打っていただけるように強く求めて一般質問を終わりたいと思います。

---

#### 散会の宣言

議長(笹原幸信君) 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日から18日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれの常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、9月19日、再開いたします。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後1時50分)

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成26年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

## 第73回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成26年9月19日(金)

午後1時30分開議

### 1.開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第70号 平成26年度あわら市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 3 議案第71号 平成26年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第72号 あわら市幼保連携型認定こども園条例の制定について
- 日程第 5 議案第73号 あわら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第74号 あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第75号 あわら市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第76号 あわら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第77号 あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第78号 あわら市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第79号 あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第80号 あわら市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第81号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第82号 あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第83号 あわら市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第84号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第17 議案第85号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第18 議案第86号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第19 議案第87号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第20 議案第88号 市有財産の無償譲渡について

- 日程第 2 1 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第 2 2 請願第 3 号 「農政改革」を見直し、食料自給率の向上を最優先にした農政を求める請願
- 日程第 2 3 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 2 4 発議第 7 号 参議院選挙制度改革に対する意見書
- 日程第 2 5 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 2 6 議員派遣の件

- 1.閉議の宣告
- 1.市長閉会挨拶
- 1.議長閉会挨拶
- 1.閉会の宣告



---

出席議員（18名）

1番	山本篤	2番	平野時夫
3番	毛利純雄	4番	吉田太一
5番	森之嗣	6番	杉本隆洋
7番	山田重喜	8番	三上薫
9番	八木秀雄	10番	笹原幸信
11番	山川知一郎	12番	北島登
13番	向山信博	14番	坪田正武
15番	卯目ひろみ	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	嶋屋昭則
財政部長	佐藤雅美	市民福祉部長	坂東雅実
経済産業部長	城戸橋政雄	土木部長	堀江与史朗
教育総務課長	糠見敏弘	会計管理者	藤田秀樹
市民福祉部理事	塚田倫一	土木部理事	中村勝久
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	志田尚一	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（笹原幸信君） これより、本日の会議を開きます。

議長（笹原幸信君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（笹原幸信君） なお、本日は道官教育部長が欠席のため、代理で糠見教育総務課長が出席しております。

議長（笹原幸信君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時28分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（笹原幸信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、山本 篤君、2番、平野時夫君の両名を指名します。

---

### 議案第70号から議案第88号、陳情第1号、請願第3号の

#### 委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（笹原幸信君） 日程第2から日程第22までを、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これらの議案については、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（笹原幸信君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

総務文教常任委員長、吉田太一君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 4番、吉田太一君。

4番（吉田太一君） 総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月9日、市長、副市長、教育長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第70号、平成26年度あわら市一般会計補正予算（第3号）（所管事項）をはじめ、5議案、陳情1件について慎重に審査をいたしました。

審査の結果、議案5件についてはいずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、議案第70号、議案第79号は賛成多数、そのほかは賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択については、賛成全員で採択すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案70号、平成26年度あわら市一般会計補正予算（第3号）（所管事項）について、所管課ごとに申し上げます。

まず、政策課所管について申し上げます。

インターネット映像配信等に係る経費705万2,000円は、ケーブルテレビ行政チャンネルの映像配信を中止し、ホームページ上で映像配信を開始するに当たり、老人福祉センターや公民館等にインターネットを見ることができ環境を整備するものであります。委員からは、公民館等にパソコンを配置するが、インターネットを使える人しか利用しない、高齢者などパソコンを使えない人のことを考えるべきであるとの問いがありました。理事者からは、インターネットを使えない人のために、老人福祉センター等で出前講座を実施し、周知を丁寧に行いたい。インターネットは、見たいとき見たいところから視聴できるという利点がある。そのような長所をPRしていきたいとの答弁がありました。

次に、にぎわい交流館整備工事2,663万円及び意匠デザイン委託料324万円について、委員からは、にぎわい交流館に係る経費が約3,000万円増額になったが、ふるさと創造プロジェクト全体の事業費は変わらない。よって、最初計画していたほかの事業を縮小するようになるのか。また、JR芦原温泉駅前をあわら市の顔であり、整備計画を縮小することにならないよう目的を持って予算づけし、駅前整備を進めてほしいとの意見がありました。理事者からは、県の予算が限られているため、当初計画のほかの事業から、にぎわい交流館に予算を回すようになる。駅前整備は中途半端にはしたくないと思っている。この事業は27年度までのため、足りない部分は別のメニューを県にお願いし、事業を行いたい。場合によっては、社会資本総合整備交付金等を活用しながら事業を行いたい。駅前整備については、全体を見渡した上で、事業が具体化してから議会へ相談したいと考えているとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

金津中学校体育館天井落下対策工事実施設計業務委託料86万4,000円について、委員からは、このような安全安心に係る業務は早急を実施すべきであるが、どうして今ごろの予算計上になったのかとの問いがありました。理事者からは、点検業務を発注したのが昨年12月で、委託業者から報告を受けたのが3月であった。金津中学校体育館は、平成21年度に耐震工事を行っており、新しい天井である。よって、どのように工事を行うか、専門家を交え模索していたため、予算の計上が9月になったと答弁がありました。

次に、文化学習課について申し上げます。

公有財産購入費685万1,000円については、北潟地系の県立青年の家関連用地を購入するものであります。委員からは、不動産鑑定額と比べ、約2倍の金額で購入を予定している。時間をかけ粘り強く交渉すべきではないかとの問いがありました。理事者からは、その土地は県も強く要望していることもあり、どうしても購入したい。金額については何度も交渉し下げる努力を行い、当初、相手先が提示した額よりかなり下がっている。これ以上の値下げは交渉決裂の可能性があり、この金額でお願いしたいとの答弁がありました。委員からは、納得できず、反対の意見

もありましたが、今回は努力を認めたいと思う。今後の用地交渉は厳しい対応で臨んでほしいとの意見がありました。

創作の森厨房排気ファン更新工事 61万6,000円、創作工房強還元電気炉購入費 15万8,000円について、委員から、創作の森に相当な金額を投資している。あわら市のような小規模自治体がこのような文化施設を運営するのは難しいのではないかと、スポンサーを探し、最終的には民間に運営を任せるべきと思うが、創作の森の運営をどのように考えているのかとの問いがありました。理事者からは、創作の森の運営補助は1,000万円程度である。それに加え、入場料収入や協賛金で事業を行っており、このことは高く評価している。問題は施設の維持管理費がほとんどで、抜本的な改革となると、指定管理者を公募するような方法もある。しかし、全国的に美術館的な施設は、民間が運営しても経営が厳しく、撤退しているところもある。民間がしっかりとした運営ができるか不安である。また、創作の森への直接的な収入はなくとも、お客があわら市に来ることによる経済波及効果はかなりあると思うとの答弁がありました。

次に、議案第78号、あわら市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、独立行政法人通則法の改正に伴い、所要の改正を行うもので、特段の質疑はありませんでした。

議案第79号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うもので、特段の質疑はありませんでした。

議案第81号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、中央公民館及び湯のまち公民館の改修に伴い、公民館の使用料を一部改正するもので、特段の質疑はありませんでした。

議案第82号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定については、小学校の2学期制を施行することに伴い、秋休みの利用を考慮し、利用料を一部改正ものであります。特段の質疑はありませんでした。

次に、陳情1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について申し上げます。委員からは、地方交付税の優遇措置が段階的になくなる。今後の財政面で不安があり、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、地方交付税総額の拡大に向けて、要求は賛成であるとの意見がありました。

議案外として、教育委員会から全国学力学習状況調査について及び小学校の適正規模・適正配置についての報告を受けました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（笹原幸信君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

厚生経済常任委員長、杉本隆洋君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 6番、杉本隆洋君。

6番（杉本隆洋君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月11日、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第70号、平成26年度あわら市一般会計補正予算(第3号)(所管事項)をはじめ、15議案と継続審査となりました請願第3号、「農政改革」を見直し、食料自給率の向上を最優先にした農政を求める請願を慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案15件についてはいずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第3号、「農政改革」を見直し、食料自給率の向上を最優先にした農政を求める請願につきましては、挙手採決の結果、賛成なし、不採択と決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

それでは、議案第70号、平成26年度あわら市一般会計補正予算(第3号)(所管事項)について、質疑があった点について申し上げます。

まず、建設課所管について申し上げます。

市営住宅解体工事111万3,000円の補正について、委員から、解体の坪単価と解体後の宅地返却の対応について質疑が出されました。理事者からは、現在5筆3棟75坪250平米、311万円であり、坪当たり約4万1,500円である。住宅解体には細かい選別が求められ、中には処分せずに物を置いていった物件もあり、以外に費用がかかるものもある。また、宅地の返却については、長い年月の中で周辺環境も変わっているので、解体後も返せない土地もある。具体的な対策はないが、今後、地主の意見を聞きながら対応していくとの答弁がありました。委員から、解体費用については吟味して実施してほしい、宅地の返却にはいろいろ問題があるが、しっかり検討してほしいと要望いたしました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

企業的園芸確立支援事業補助金5,774万7,000円について、委員からは、この事業を実施することにより、どのくらいの耕作放棄地がなくなるのかとの問いに、理事者からは、貸し付け規模として柿原7.1ヘクタール、山十楽6.9ヘクタールであるが、明らかな耕作放棄地はない。みずから耕作をしていない遊休地であるとの回答でした。また、委員からは、事業年度が終わったら事業実績、費用対効果の資料を提出するよう要望いたしました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

学生合宿誘致事業補助金500万円について、委員からは、30人泊以上の決まりがあるが、少子化の中で部員数も減っており、厳しいのではないかと問いに、理事者からは、15人の団体が2泊すれば30泊であり妥当と考えているが、近隣の状況も調査していくとの答弁がありました。

次に、県境の館「越前加賀歴史情報館」建設に係る道路改良工事700万円について、委員からは関連で、加賀市側の道路について、あわら市側の幅員にはならないのかとの質問がありました。理事者からは、道路整備については前加賀市長から住民の賛同を得ることは困難であり、将来にわたっての道路整備は不可能であると

明言しており、その先の加賀市側の道路の整備は難しいとの答弁がありました。ただ、加賀市では吉崎地区だけではなく、塩谷地区を含めた周遊性を高めることを考えており、今後、歩道整備や案内板の設置の計画をしており、県境については歩きながら周遊してほしいとの説明がありました。

次に、刈安山水道取水口整備工事140万円について、委員からは、受水槽はステンレスとのことであるが、中の補強のアンクルに泥がたまり、そこから電気分解で腐食していくが大丈夫か、また動物系の混入はないのかとの問いに、理事者からは、腐食については業者に確認する、動物系の除去については入り込まないように今回のコンクリートの水どめから上水のみを取水するようにしている。また、水質については、標準的な検査は毎年実施しており、数値的にクリアしているとの答弁がありました。

次に、議案第71号、平成26年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

福井・坂井地区広域市町村圏事務組合負担金、国民健康保険資格給付分190万4,000円、国民健康保険税分47万1,000円については、国からの特別調整交付金の補助対象経費となるため、いずれも一般会計からの振りかえであります。療養給付金返還金4,706万6,000円については、平成25年度実績報告に基づく精算返還金であります。特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第72号、あわら市幼保連携型認定こども園条例の制定について、議案第73号、あわら市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第74号、あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第75号、あわら市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定について、議案第76号、あわら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第77号、あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の制定について、議案第80号、あわら市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第83号、あわら市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。以上の議案につきましては、各法律の改正に伴う所要の改正であり、特段の質疑はありませんでした。

なお、認定こども園関連の条例の制定、改正、廃止に絡み、委員からは、民営になって地域に任せると行政とのつながりが薄くなっていく、今まで培った経験、資金はあると思うが、行政として引き続き指導をお願いしたいと要請いたしました。理事者からは、民営化の不安はあるが、いろんな面で協力し支援も必要である。ただ、私立として心構えも大事であり、民営化になると経営が大事である。現在の私立の園が特定こども園に移行した理由は、将来の経営を考え、こども園がよいと判断したからであり、その辺も含めて努力していくとの回答がありました。

次に、議案第84号、市有財産の無償譲渡について、議案第85号、市有財産の無償譲渡について、議案第86号、市有財産の無償譲渡について、議案第87号、

市有財産の無償譲渡について、議案第 88 号、市有財産の無償譲渡について、この 5 議案については、認定こども園の移行に伴う公設民営施設 5 カ所の建物、設備の譲渡に係るものであり、委員からは特に質疑はありませんでした。

次に、請願第 3 号、「農政改革」を見直し、食料自給率の向上を最優先にした農政を求める請願について申し上げます。

委員からは、国政のことでもあり、趣旨採択が妥当との意見や引き続き継続審査との意見も出されましたが、結論を出すべきとの強い意見もあり、採決との判断をしたものであります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（笹原幸信君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（笹原幸信君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 質疑なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これから、日程第 2 から日程第 22 までの討論、採決に入ります。

---

議長（笹原幸信君） 議案第 70 号、平成 26 年度あわら市一般会計補正予算（第 3 号）について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 1 番、山本 篤君。

1 番（山本 篤君） 議案第 70 号、平成 26 年度あわら市一般会計補正予算（第 3 号）について、反対の討論をさせていただきます。

来年度のケーブルテレビ行政チャンネル、「チャンネルあわら」の映像配信の中止に伴い、あわら市ホームページ上で映像配信を行うことにつきましてですが、視聴方法のスムーズな展開を目的に、講習会、よろず相談の開催、また公民館や老人福祉センターへの誰もが使えるタブレットの設置として、総額 705 万 2,000 円の予算が立てられております。確かにインターネット弱者への措置としては、このようなことが必要だとは思いますが、当あわら市におきましては、まだまだインターネットの普及率が低く、高齢者などにその措置が伝わるとは到底思えません。現在の公民館や老人福祉センターの利用者の減少状況をもう少し把握し、研究するとともに、公民館利用率の向上を推進することと、インターネットへの普及、それについて積極的に努めることが急務であり、本質であると思われれます。今回の予算措置は、その場しのぎのものとしが考えられず、誠に残念でなりません。

また、JR 芦原温泉駅前につくられるにぎわい交流館整備事業費 2,663 万円、新たなデザイン委託料に 324 万円が計上されておりますが、この整備自体のスター

トからの方向性がおかしく、ワークショップの市民メンバーの理解が得られないまま進めてしまうことに強く懸念を抱くものであります。本定例会前の市民委員の会合の場では、賛成ではなく反対でもないというものであります。もう少し委員の意見をまとめてから進むべきではないかと思えます。このように期限つきの補助金事業であるからという理由だけで押し進めてしまうことに、このにぎわい交流館整備事業は、全く市民の声を聞く必要性のなかった事業ではなかったのかという疑問にかられてしまいます。にぎわい交流館が北陸新幹線芦原温泉駅開業までの暫定的な施設なのか、恒久的な施設なのかという議論も交えて、もっと慎重に進めるべきであり、今後予算に盛り込まれていくこの施設の維持管理費を考えていくと、これ以上、税金をつぎ込むことはあり得ないと思えるものであります。

そしてまた、北潟地係における県立青年の家関連用地の買収に当たり、不動産鑑定額の2倍の金額を支払う予算措置に対し、今後、北陸新幹線用地買収などのいろいろな局面で起こり得る地権者との交渉に際し、あしき前例として残るのではないかという懸念です。県が強く要望しているとしても、基本となる建物の用地とはなり得ないこの場所を、あわら市として購入することが本当に必要なのかということ十分に考えるべきだと思えます。

以上のことから、今回の一般会計補正予算案に対し、反対の立場をとらせていただきます。議員各位のご同意をいただき、適正なる決議をよろしくお願いいたします。

議長（笹原幸信君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 11番、山川知一郎君。

11番（山川知一郎君） 議案第70号、一般会計補正予算に反対の討論をいたします。

まず、今、山本議員も申されましたけれども、JR駅前のにぎわい交流館の整備事業に、新たに3,000万円の補正予算が提案をされておりますが、にぎわい交流館は今までも申し上げてきましたけれども、どう考えても福井県の北の玄関口にふさわしいものであるとは到底思われません。私は、全くこれは税金の無駄遣いであるというふうに考えます。

なお、先ほど山本議員も言われましたが、この1年余りの間に、設計がころころ変わったり、一つの建物を五つに分ける、何か意味があるような説明づけがされておりますけれども、しかし五つに分けざるを得なくなったのは、建築基準法上通らないということで、やむなく五つにしたものでありまして、この五つにすることによってイベントの開催等にはますます不適當なものになるというふうに考えます。

二つ目には、吉崎の県境の館でございます。これもこの1年ぐらいの間に名前がころころ変わり、なかなか中身がはっきりしないままに過ぎて参りました。今回、やっと具体的な中身も提案をされてきましたけれども、その建物を建てるのに当た



って、道路整備で700万円の補正予算が提案をされております。建物そのものは、今後新たに4,300万ぐらいかけてやるということでございますけれども、この中身を見ますと、本当に観光客が寄ってみようかなというような何か価値があるかというふうに見れば、とてもわざわざ寄ってみようというような内容ではないと言わざるを得ません。県道から奥まった道路の行きどまりのところにつくられる。単に加賀市とあわら市、福井県と石川県の県境にあるということだけが売りで、ほかは何もないと言わなければならないというふうに思います。計画を見ますと、駐車場もわずか3台分しかとっていない。これで本当に観光客を呼ぶ施設と言えるのか、大変疑問であります。私はこの県境の館も全く税金の無駄遣いと言わざるを得ないと考えます。

三つ目は、これも今、山本議員も言われましたが、県立青年の家の用地買収です。時価の倍以上685万円ですが、多くの議員もいろいろ疑問を呈されて、これがあしき前例とならないように言っておられますが、あしき前例とならないためには、今回これを認めないということが私は絶対に必要である。いろいろ言っても、こういう前例をつくれれば、今後これが前例となってこういうことがまかり通ることになりかねないというふうに考えます。問題の用地は、県立青年の家を建設するのに特別支障となるものではありません。単に畑にする、農作業をするような用地の一部が買収できないということですから、別に時間をかけてじっくり交渉をして、どうしてもだめなら、そのまま残しておいても青年の家の運営には支障がないというふうに考えます。

こういう点で、今回の補正予算には反対をするものであります。是非、議員各位のご理解と妥当なる決議をしていただきますようお願いをいたしまして、討論いたします。

議長（笹原幸信君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

本案に対する両常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立多数です。

したがって、議案第70号、平成26年度あわら市一般会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（笹原幸信君） 議案第71号、平成26年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これより、議案第71号を採決します。  
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立全員です。  
したがって、議案第71号、平成26年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（笹原幸信君） 議案第72号、あわら市幼保連携型認定こども園条例の制定について、討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。  
議長（笹原幸信君） これより、議案第72号を採決します。  
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立全員です。  
したがって、議案第72号、あわら市幼保連携型認定こども園条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（笹原幸信君） 議案第73号、あわら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。  
議長（笹原幸信君） これより、議案第73号を採決します。  
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立全員です。  
したがって、議案第73号、あわら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（笹原幸信君） 議案第74号、あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。  
議長（笹原幸信君） これより、議案第74号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第74号、あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第75号、あわら市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第75号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第75号、あわら市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第76号、あわら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第76号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第76号、あわら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第77号、あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第77号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第77号、あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第78号、あわら市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第78号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第78号、あわら市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第79号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) まず、原案に反対者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 11番、山川知一郎君。

11番(山川知一郎君) 議案第79号、市税改正条例の制定についてに反対の討論を行いたいと思います。

今回の条例改正は地方税法の改正に伴うものであり、やむを得ないという意見もありますけれども、しかし今年4月に消費税が増税をされ、そして今収穫の秋でございますけれども、今年の米価は大幅に下落をしておる。農家をめぐる状況は大変厳しいものがあります。農家経営そのものがこの先やっていけるのかどうかという大変厳しい状況の中で、農家にとって欠かすことができないトラクターやコンバインあるいは軽トラックこういうものの税金を1.25倍から1.5倍に引き上げるということは、さらに農家にとって大きな打撃となるものであり、断じてこの引き上げはすべきではないというふうに考えます。

議員各位のご理解と妥当なる決議をお願いを申し上げまして討論といたします。

議長(笹原幸信君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（笹原幸信君） これで討論を終わります。

議長（笹原幸信君） これより、議案第79号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立多数です。

したがって、議案第79号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（笹原幸信君） 議案第80号、あわら市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これより、議案第80号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立全員です。

したがって、議案第80号、あわら市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（笹原幸信君） 議案第81号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これより、議案第81号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立全員です。

したがって、議案第81号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（笹原幸信君） 議案第82号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これより、議案第82号を採決します。

本案に対する総務文教任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第82号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第83号、あわら市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第83号を採決します。

本案に対する厚生経済任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第83号、あわら市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第84号、市有財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第84号を採決します。

本案に対する厚生経済任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第84号、市有財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第85号、市有財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第85号を採決します。

本案に対する厚生経済任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第85号、市有財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第86号、市有財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第86号を採決します。

本案に対する厚生経済任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第86号、市有財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第87号、市有財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第87号を採決します。

本案に対する厚生経済任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第87号、市有財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(笹原幸信君) 議案第88号、市有財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(笹原幸信君) 討論なしと認めます。

議長(笹原幸信君) これより、議案第88号を採決します。

本案に対する厚生経済任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(笹原幸信君) 起立全員です。

したがって、議案第 88 号、市有財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（笹原幸信君） 陳情第 1 号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これより、陳情第 1 号を採決します。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立全員です。

したがって、陳情第 1 号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

議長（笹原幸信君） 請願第 3 号、「農政改革」を見直し、食料自給率の向上を最優先にした農政を求める請願について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） まず、原案に反対者の発言を許可します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 11 番、山川知一郎君。

11 番（山川知一郎君） ただいまの農政改革に関する請願について、賛成の討論を行いたいと思います。

政府は農政改革と称して、農業分野への企業の参入を促進する、また国際競争力に勝ち抜けるようにということで生産コストを大幅に引き下げる、当面 4 割の引き下げを目標にしております。そして、今まで行ってきた米の直接支払交付金を今年から半減する、これは平成 30 年には完全に打ち切る、そして米の生産調整はしないというようなことを打ち出しております。しかし、これは今年の秋の米価の大暴落と相まって、そしてまた今年 4 月からの消費税増税もあり、農家にとっては大変厳しい打撃となるものであります。特に心配されますのは、このあわら市は全国トップクラスの集落営農組織ができています市でありますけれども、どの生産組織に聞いても、今年のように米価が暴落し、さらにこの直接支払がなくなるということになれば、生産組織そのものが維持できないのではないかと。今年はまだ確実に赤字になるという声も聞こえて参ります。こういう状況の中で、食料安全保障の観点からも、政府は主食である米の安定供給と食の安全を守る、そのために価格を安定させる、そういうことにきちっと責任を持つべきであります。そのためには政府が市



場任せにするのではなくて、米の需給については責任を持つ、調整を行う、また農家や生産組織に対しては、今まで以上に支援を強化するということがどうしても必要であるというふうに考えます。

以上の点で、是非この請願を採択していただきますように、議員各位のご理解とご協力をお願いをいたしまして、討論といたします。

議長（笹原幸信君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） これで討論を終わります。

議長（笹原幸信君） これより、請願第3号を採決します。

この請願に対する厚生経済常任委員長の報告は不採択であります。

請願第3号を採決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立少数です。

したがって、請願第3号、「農政改革」を見直し、食料自給率の向上を最優先にした農政を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

---

発議第6号、発議第7号の一括上程・趣旨説明・総括質疑・討論・採決

議長（笹原幸信君） 日程第23、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書、日程第24、発議第7号、参議院選挙制度改革に対する意見書、以上の議案2件を一括議題とします。

議長（笹原幸信君） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 4番、吉田太一君。

4番（吉田太一君） 議長のご指名がありましたので、まず発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。また、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定かつ地域遍在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、その対策を求めるものであります。

続きまして、発議第7号、参議院選挙制度改革に対する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

参議院選挙制度協議会座長から提示された見直し案は、選挙区間における議員1人当たりの人口の格差を是正するため、人口の少ない都道府県については、隣接する一つの都道府県と合区とするものとなっています。合区になれば人口の少ない都道府県からは二度と代表を参議院に送れないということになりかねません。つきま

しては、人口の少ない県の声の代表者が確実に参議院に選出されるような制度改革とするよう強く要請するものであります。

いずれの意見書につきましても、所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

議長（笹原幸信君） 本案に対する質疑を許します。

議長（笹原幸信君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 質疑なしと認めます。

議長（笹原幸信君） ただいま議題となっております発議第6号、7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 異議なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これより、討論に入ります。

---

議長（笹原幸信君） 発議第6号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これより、発議第6号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立全員です。

したがって、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書は、提案のとおり可決されました。

---

議長（笹原幸信君） 続いて、発議第7号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 討論なしと認めます。

議長（笹原幸信君） これより、発議第7号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（笹原幸信君） 起立全員です。

したがって、発議第7号、参議院選挙制度改革に対する意見書は、提案のとおり可決されました。

議長（笹原幸信君） 日程第25、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び厚生経済常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

議長（笹原幸信君） お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 議員派遣の件

議長（笹原幸信君） 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

---

#### 閉議の宣告

議長（笹原幸信君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

---

#### 市長閉会挨拶

議長（笹原幸信君） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（笹原幸信君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび大変多くの議案を提出をさせていただきましたが、いずれも妥当なご決定をいただきました。厚く御礼を申し上げます。特に、あわら市幼保連携型認定こども園条例をはじめといたしました認定こども園化に関連いたします、それぞれの議案をお認めいただきました。これをもちまして、来月からは新年度の園児の募集を始めることができるわけであります。重ねて御礼を申し上げます。

これにつきましては、現在、公立、公設民営、私立の事業主体がそれぞれ異なった形の中で、幼稚園と保育所と幼児園という制度が混在をいたしております。合併

以来、この制度の統一ということが課題となっておりましたけども、いわば10年間という長い時間をかけて、今回のご決定に至ったわけでございます。極めて大事な問題でもありましたし、この間、国の政権が2回政権交代をするというような中で、国の方針そのものの決定もやや遅れたということもあって、かなり長い時間を要したのかなというふうに思っております。しかし、ここに至りまして、新年度からは、あわら市内には幼稚園と保育所という制度がなくなりまして、全て認定こども園としてスタートをいたします。なおかつ私立の園につきましても、全てが認定こども園化をするということで、これによって、一つの形であわら市が統一的に保育あるいは就学前教育が施されるわけでありまして、大変議員各位のご決定に感謝を申し上げる次第でございます。

また、平成25年度の決算に関連いたします議案につきましては、決算審査特別委員会を設定いただきましたので、これから長期間にわたりますけども、十分にご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、大変秋めいて涼しくなってきました。季節の変わり目、いい季節ではありますけども、ややもしますと体調を崩すというようなこともございます。どうか健康には十分ご留意をされまして、議員活動に邁進されますようにご祈念申し上げます。閉会に当たってのお礼のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

#### 議長閉会挨拶

議長（笹原幸信君） 9月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月定例会が始まりましたころは暑い日、また雨続きと大変不順な天候の様でございますけれども、昨今、大変秋めいて参りまして、過ごしやすい日々が続いております。

今定例会は、9月1日開会以来、本日まで19日間にわたり、北陸新幹線開業を目前に控えてのJR芦原温泉駅前のにぎわい交流館整備費の追加工事費や、また市民の生活に密着した補正予算、それから認定こども園に移行するための条例の改正等々、たくさんの議案が上程をされてきましたが、慎重に審議をいただきまして、本日妥当なる結論をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

理事者各位におかれましては、今定例会において成立した諸議案の執行に当たりましては、委員会で議員各位いろいろな意見が出されております。その意見を十分尊重していただき、市政の向上を期するように求めます。

もう10日もすれば10月となります。先ほど市長も言われましたように、スポーツそして食欲、文化の秋ということで、秋本番となります。今後、各地でいろいろな行事が開催をされます。市の行事もでございます。それがまた議員の研修もたくさんございます。忙しい日々が続くことと推察されております。これから夏の疲れが出てくるころかと思いますが、皆様方には健康には十分留意され、議員活動に励まれますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。ご苦労さまでした。

---

閉会の宣告

議長（笹原幸信君） これをもって、第73回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後2時37分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成26年 月 日

議 長

署名議員

署名議員